避難所運営マニュアル

令和４年１０月修正

八　　王　　子　　市

基本的な流れ

初動体制の確立

通常の勤務時間内の場合、避難所主管部職員は、速やかに指定の避難所へ向かい、避難所施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行う。

通常の勤務時間外の場合、緊急応援職員(※)は、速やかに指定の避難所へ参集し、避難所施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行う。

※ 緊急応援職員･･･避難所に指定されている施設近隣(概ね 30 分)に居住しており、あらかじめ避難所で初動対応を行うこととされている職員。

避難所の開設

避難所の安全確認やその他の準備を行い、避難者を受け入れる。

避難所の運営

避難者への食糧供給等の各種支援や本部への報告等を行う。

長期化への対応

避難所運営が長期化する場合は、自主運営組織づくりに努め、各種の支援等を行う。

避難所の統合、廃止

避難所の統廃合へ向けて、意向調査や準備を行う。

＜ 目　次 ＞

基本的な流れ

1 はじめに 1

1.1 作成目的 1

1.2 対象とする避難者 1

1.3 基本方針 1

1.4 避難所の主管部 1

2 避難所の開設 2

2.1 避難所の開設決定と担当職員の派遣 2

2.2 避難所担当職員の準備品 2

2.3 施設の安全確認 2

2.4 通信機器等の確認 3

2.5 開設の準備 3

2.6 区域設定 3

2.7 避難者の受け入れ・把握 4

2.8 避難者への呼びかけ等 4

2.9 開設報告 5

2.10 特設公衆電話の設置 6

2.11 避難所における定員超過等への対応 6

2.12 野外受入施設の設営 6

3 避難所の運営 6

3.1 事務室の開設等 6

3.2 避難所の管理運営体制 7

3.3 広報活動 9

3.4 飲料水、食糧、生活物資の供給 9

3.5 し尿対策 11

3.6 ボランティアへの対応 11

3.7 要配慮者への対応 11

3.8 帰宅困難者への対応 12

3.9 外国人への対応 12

3.10 外来者への対応 12

3.11 同行避難動物への対応 13

3.12 防犯・防火活動への協力 13
3.13 運営記録の作成、報告 13
4 長期化への対応 13
4.1 自主運営組織 13
4.2 生活ルールの確立 15
4.3 環境及び保健衛生対策 15
4.4 その他のニーズ対策 16
4.5 避難者の安全・安心の確保 16
4.6 避難所外避難者対策 16
4.7 相談の受け付け 17
5 避難所の縮小、統合、廃止 17
5.1 意向調査 17
5.2 縮小・統合・廃止 17
6 資料 18
6.1 施設の安全確認チェックリスト 18
6.2 避難者カード（表） 19
6.2 避難者カード（裏） 20
6.3 避難者名簿（避難所入所記録簿 市内居住者用） 21
6.4 避難者名簿（避難所入所記録簿 市外居住者用） 22
6.5 物品受け払い簿 23
6.6 避難所日誌 24
6.7 同行動物登録カード 25
6.8 避難所の被災者受入に伴う動物の同行状況 26
6.9 避難所設営のモデル 27
6.10 避難者収容のモデル 28
6.11 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 29
6.12 連絡先一覧 37
6.13 応急給水用及び初期消火用スタンドパイプ配備一覧 38
6.14 給水拠点及び応急給水用配備資器材一覧 39
6.15 マンホールトイレ整備施設一覧 40
6.16 防災倉庫・備蓄品一覧 41
6.17 特設公衆電話設置場所一覧 47
6.18 避難所への動物の同行避難への対応について 49

6.19 避難所における飼育のルール 50
6.20 外国人対応マニュアル（避難所用） 51
6.21 災害用伝言ダイヤル 52
6.22 災害用伝言板（web171） 53
6.23 八王子市デジタル式地域防災無線局一覧 54
6.24 緊急医療救護所一覧 69
6.25 避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針 70

1 はじめに

1.1 作成目的

避難所は、災害が発生した場合や発生する可能性が高まった場合に、市民の安全を確保する役割や、被害が復旧されるまで、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場としての役割を持つ施設である。本マニュアルは、地震災害を中心に、避難所の開設、運営、廃止に必要な手順、内容等をとりまとめたものである。

1.2 対象とする避難者

（1）災害によって被害を受けた者

① 家屋の倒壊等により、自宅では生活できない者
② 水、食料、生活物資等が不足するため、自宅では生活できない者

（2）災害によって被害を受けるおそれがある者

① 避難指示が発せられた場合
② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

1.3 基本方針

避難所の開設は、次の基本方針を柱とする。

① 大規模な災害が発生したら、できるだけ早く職員を派遣し、避難者の受け入れを目指すこと
② 避難所内の生活方法、物資の供給方法などの基本的事項を確立すること
③ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者や女性の保護にも重点をおくこと
④ 避難が長期化する場合は、避難者自らが共に支え合いながら自主的に避難所の運営を行う自主運営組織の確立に努めるとともに、その支援を行うこと
⑤ 避難者が動物と同行避難してきた場合に備えること

1.4 避難所の主管部

本市の指定避難所等は、「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（⇒p29）」に示すが、各避難所の主管部は、次のとおりである。

区　　分	担　　当
市立の小・中・義務教育学校、稲荷山行政資料保管等施設（旧稲荷山小）	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
市内の都立高等学校	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
富士森体育館	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
市民センター、デジタルハリウッド大学	災対市民活動推進部
夕やけ小やけふれあいの里	災対産業振興部
二次避難所（福祉避難所）	災対福祉部

（注）避難所の開設状況によっては、主管部間で相互に応援する。

2 避難所の開設

2.1 避難所の開設決定と避難所運営職員の派遣

① 通常勤務時間内での災害発生の場合、避難所運営職員（避難所主管部）は、指定された避難所へ向かい、避難所の施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行う。

② 通常勤務時間外での災害発生の場合、緊急応援職員は、速やかにあらかじめ指定された避難所へ参集し、避難所の施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行うとともに、後から参集してくる避難所主管部の職員へ業務を引き継ぐ。

③ 災害対策本部は、避難所運営職員もしくは緊急応援職員から寄せられる被害状況、避難者の状況などから開設する避難所を決定する。被災状況が不明であるが、甚大な被害が予想されるときは、原則としてすべての避難所を開設するものとする。
なお、避難所が指定参集先となっている職員等は、被害状況、避難者の状況などから災害対策本部と調整を行い、避難所を開設する。

④ 災害対策本部は、避難所開設の旨を、開設する避難所の施設管理者等、避難所主管部に連絡する。

⑤ 避難所の開設は、避難所運営職員が、施設管理者等の協力を得て実施する。

⑥ 緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員、教職員等が実施する。

⑦ 各避難所の避難所運営職員は、原則として２名以上とし、リーダーを定め、業務を分担する。

2.2 避難所運営職員の準備品

避難所運営職員は、次の備品等を準備し、避難所へ携行するよう努める。

平常時より避難所主管部で準備しておくもの	□ 避難所の運営に必要な各種様式の白紙 □ 避難所運営マニュアル □ 施設の鍵 □ 懐中電灯 □ 軍手 □ 筆記用具 □ ガムテープ、粘着テープなど
派遣に際し、個人的に準備し、携行するもの	□ 職員証・運転免許証 □ スマートフォン・携帯電話など □ 携帯ラジオ、電池など □ ティッシュペーパー、ハンカチなど □ 食糧、飲料水（必要に応じて少量） □ 現金（小銭） □ その他、各自が必要なもの ※感染症流行期にはマスク等も用意してください。

2.3 施設の安全確認

① 緊急応援職員は、速やかにあらかじめ指定された避難所へ参集し、避難所の施設の被災状況の収集、地域住民への対応等を行う。

② 避難所に到着した避難所運営職員は、先に到着し、初動対応を行っている職員（緊急応援職員）から情報を引き継ぐ。また、施設管理者等と協力のうえ「施設の安全確認チェックリスト（⇒p18）」を活用して施設の安全確認を行う。

③ 施設が使用できない場合は、避難所主管部を通じて災害対策本部に連絡し、最寄りの避難所や市有施設などの開設状況を確認した後、避難者を誘導する。また、使用できない施設に、その旨の貼り紙をする。貼り紙が適当でない場合は、ドアにガムテープで「キケン」などと貼り、新たな避難者へ周知を図る。

④ 飛散したガラス片などを清掃する必要がある場合は、避難者に注意を呼びかける者と清掃する者に分担し、清掃中は避難者がむやみに中に入らないように注意する。

2.4 通信機器等の確認

避難所運営職員又は緊急応援職員は、災害対策本部との連絡や施設内放送のため、通信・放送機器の破損や電力・回線などの状況確認を行い、その状況について避難所主管部を通じ、災害対策本部に報告する。

確認事項	下記の通信・放送機器について、目視による破損状況やスイッチ等を入れた場合での電力・回線の状況を確認する。 □ 一般加入電話、ＦＡＸが使えるか □ 市地域防災無線が使えるか □ 施設内の放送設備が使えるか □ 庁内ＬＡＮで構築されたパソコン等が使えるか □ その他の通信機器が使えるか

2.5 開設の準備

避難所運営職員又は緊急応援職員は、施設管理者と話し合い、次のことについて具体的に定める。

□ 避難者が使用できる区域（体育館、トイレ、保健室等）と学校等が使用する区域（教務員室、特別教室、倉庫等）の区分
□ 物資の保管場所
□ 仮設トイレの設置
□ 避難所設備として借用できる備品
□ 避難所における協力体制、役割分担
□ 避難所への案内板の設置
□ 学校保管の避難行動要支援者名簿の引き渡し

2.6 区域設定

① 避難者数を的確に把握し、収容スペースを決定する。収容スペースは、原則として体育館、武道場、多目的教室などの広い収容スペースのある場所とし、避難者はその後増えることを考慮しておく。なお、収容スペースは、おおむね3.3 ㎡あたり２人を基準とする（東京都地域防災計画震災編より）。

② 避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針による対応を行う。（資料6.25⇒P70参照。）

③ 収容スペースの割り振りには、町会・自治会ごと、家族単位ごと等での分け方を考慮する。

④ 女性のための更衣室や授乳室の設置など、女性に配慮した区域設定を行う。

⑤ 通路などを考慮し、床にテープを貼るなどして、スペースの区分を行う。

⑥ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者のスペースを、環境（風通し、温度、日射、トイレ、匂い、少ない人通りなど）の良いところに優先的に確保する。

⑦ 使用できないトイレには、使用禁止の掲示を行う。
⑧ 学校が使用する区域（職員室、特別教室、倉庫等）への立ち入りを禁止し、その入口、通路には机などを置き、立入禁止の掲示を行う。
⑨ 物資の保管場所、ごみ集積所、喫煙所などの設置場所を設定する。
⑩ 仮設トイレの設置の際は、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性（照明、段差など）に配慮するとともに、し尿収集車の出入りも考慮する。
⑪ 動物の飼育場所を設定し、設置する。避難所の敷地内に飼育場所を確保できない場合は、近接した他の避難所等に飼育場所を確保する。
⑫ 避難所施設が不足するときは、災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント等）の開設に努める。
⑬ 避難者の安全・安心の確保のため、照明の配置により視認性の向上及び死角の解消を図る。また、プライバシーの確保にも配慮しつつ、パーテーションの配置・高さ等に留意する。
⑭ やむを得ず車で乗り入れてきた避難者の駐車場所を設定する。

2.7 避難者の受け入れ・把握

① 避難所運営職員又は緊急応援職員は、施設管理者や自主防災組織等と連携し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。
② 要配慮者を優先して、避難者を収容スペースに誘導する。
③ 避難者に「避難者カード（⇒P19）」を配布し、世帯単位に記入する避難者の概要（避難者数、負傷者数、高齢者数、乳幼児数、障害者数）を把握する。
④ 避難者カードに基づき、「避難者名簿（⇒P21、22）」を作成し、状況を正確に把握する。
⑤ 避難者名簿作成の際は、氏名等の公表希望の有無を確認し、公表を希望した者のみ掲示や問い合わせへの回答を行う。公表を希望しない者は、掲示や問い合わせに対応しない。
⑥ 公表を希望した避難者の氏名・住所は、一覧にして避難所内に掲示するなど、安否確認に活用できるようにする。
⑦ 動物を連れた避難者に「同行動物登録カード（⇒P25）」を配布し、同行動物の概要（動物の種類、数、負傷数など）を把握する。
⑧ 同行動物登録カードに基づき、「避難所の被災者受入に伴う動物の同行状況（⇒P26）」を作成し、状況を正確に把握する。
⑨ 把握した情報の取り扱いには、十分配慮する。
※ 運営に際しては、自主防災組織や避難者等と連携して実施する。

2.8 避難者への呼びかけ等

① 要配慮者の有無を確認する。
② 町会・自治会の単位、家族単位にまとまるように呼びかける。
③ 町会・自治会の会長や役員などを通じて、作業の協力者（班長等）の選出を促す。また、女性のニーズに対応できるよう、女性の参画も促す。
④ 作業の協力者（班長等）には、次の作業の協力を要請する。

□ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
□ 要配慮者への情報伝達、避難誘導
□ 飲料水、食糧、生活物資の配布活動等の補助
□ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
□ 防疫活動等への協力
□ 施設の保全管理等

2.9 開設報告

① 避難所運営職員は、第一報として、避難所の開設状況と避難者の状況を、避難所主管部を通じて災害対策本部に報告する。

② その後は２～３時間ごとに状況を報告するが、状況が安定してきた場合は、災害対策本部の指示に基づき、１日１回指定された時間に定時報告を行う。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、必要に応じて報告する。

③ 報告は、電話、ＦＡＸにより行うが、通信が困難な場合には、状況に応じて携帯電話、無線、近隣事務所等への伝令等により行う。

④ 報告事項は必ず、内容、報告日時、報告者をメモし、記録として残す。

報告内容	☐ 避難所開設の状況 ☐ 避難者の概数 ☐ 傷病者、要配慮者の人数、介護などの必要性 ☐ 施設の被災状況、周辺の被災状況 ☐ ライフライン等の施設の機能 ☐ 緊急に必要とする物資（毛布・食糧等） ☐ 同行避難動物の状況

【避難所報告の伝達系統図】

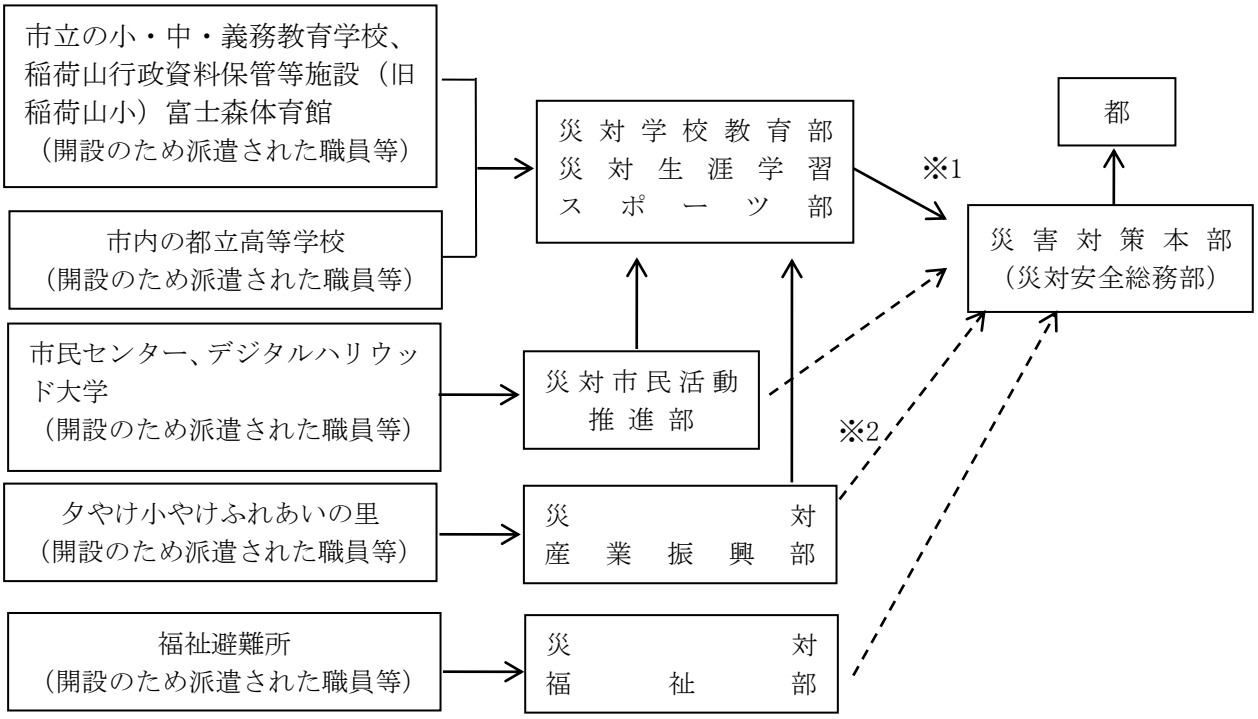

※1 災対学校教育部で集約のうえ災対安全総務部へ報告

※2 災対安全総務部へ伝達が遅れる可能性がある場合は、災対学校教育部とともに災対安全総務部へ直接報告

2.10 特設公衆電話の設置

① 避難所によっては、避難者の通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、防災倉庫等に特設公衆電話を保管してあるので、必要に応じて設置する。（特設公衆電話の設置施設については、「特設公衆電話設置場所一覧（⇒P47）」参照）。
② 特設公衆電話は、無料で使用できるが、使用目的や１回あたりの通話時間を定めるなど多くの人が利用できるように配慮する。

2.11 避難所における定員超過等への対応

（１）市内の他の避難所への移送

① 定員超過などで、被災者を受け入れることが困難な場合には、避難所主管部で他の避難所での受入について検討を行う。検討には立地条件、移送等を考慮し、開設する避難所候補を選定した際には災害対策本部へ報告を行う。本部は、その報告を考慮して開設する避難所を決定する。
② 災害対策本部が市有施設以外の施設（町会・自治会館、民間保有施設等）での避難所開設を決定した場合は、施設管理者とともに本市の避難所主管部が現地にて避難所の運営を行う。

（２）他の市区町村への移送

① 市内の避難所で被災者を受け入れることが困難な場合には、近隣の被災しなかった又は被災の程度が小さい市区町村への移送について、災害対策本部経由で都災害対策本部に要請する。
② 相互応援協定等の締結先市区町村や、それ以外の市区町村長に対し受入れを要請したい場合には、災害対策本部へ連絡し、本部より締結先市区町村へ要請する。

（３）他の市区町村からの避難者移送の受け入れ

都災害対策本部からの要請により、本市の災害対策本部が他の市区町村からの避難者移送の受け入れを決定し、市内に避難所を開設する場合は、受け入れを要請した側の区市町村が避難所運営を行う。なお、本市の避難所主管部はこの運営に協力する。

2.12 野外受入施設の設営

① 避難所が不足する場合、状況に応じて一時的に野外に受入施設を開設する。
② 野外に受入施設を開設した場合、避難所の開設報告と同様に災害対策本部に報告する。
③ 野外受入施設の開設に必要なテント･支柱などの資材が不足する場合は､災害対策本部に連絡する。
④ 開設後の避難者状況の報告については､「2.9 開設報告」と同様に行う。
⑤ 野外受入施設の開設期間は、原則として避難所が開設又は屋内受入れ可能となるまでとする。

3 避難所の運営

3.1 事務室の開設等

（１）事務室の開設

① 避難所運営職員は、施設管理者等の協力のもと、避難所の運営拠点として「避難所内事務室」を開設する。
② 避難所運営職員は、避難所内事務室に常駐し、不在のときは不在を表示して施錠する。

（２）設備・備品・物資等の確保

避難所の開設・運営に当面必要となる、次の設備・備品・物資等をできる限り確保する。なお、避難所となる施設で平常時に使用している物資（トイレットペーパーやアルコール消毒液など）も有効に活用するとともに、必要に応じて、施設内の防災倉庫にある仮設トイレやミネラルウォーターの活用も検討する。

設備・備品・物資等	□ 机、テーブル □ ホワイトボード、黒板 □ コピー用紙、模造紙 □ ガムテープ、ロープ □ 拡声器、メガホン □ ラジオ、住宅地図 □ 毛布 □ 仮設トイレ □ ミネラルウォーター	□ 各種様式（避難者カードなど） □ 筆記用具、文房具（輪ゴム、ハサミなど） □ 懐中電灯、乾電池、ろうそく、点火用具 □ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗など） □ 調理器具（やかん、包丁、まな板など） □ カセットコンロ、湯沸かしポット □ 燃料（カセットボンベ、ガソリン） □ 衛生用品（石けん、洗面用品、生理用品など） □ ちり紙、ビニール袋 □ ほ乳びん、紙おむつ

3.2 避難所の管理運営体制

（１）避難所管理責任者の選任

① 避難所主管部は、避難所に指定した施設ごとに、避難所に派遣された職員の中から避難所管理責任者（以下「管理責任者」）を決め、災害対策本部に報告する。
② 管理責任者は、災害時において、避難所に設ける各班を総括し、避難所の安全管理など、避難者が安心して避難所生活ができるよう努めるとともに、平常時から備蓄物資等の確認を行う。
③ 選任に当たっては、避難所の規模に応じ、何名の管理責任者が必要かを検討する。一人では過重労働となることが多いため、２名以上の管理責任者を置き、身体を休められるような体制づくりを考慮する。

（２）防火担当責任者の指定

災害対策本部が開設を決定した避難所において、消防法第８条に基づき選任されている当該施設の防火管理者は、防火担当責任者として、防火管理上必要な業務を行う。

（３）主な班の編成・活動内容

① 発災後に速やかに避難所の運営ができるよう、開設当初から必要となる班編成について、あらかじめ避難所ごとに定め、事前準備をするように努める。
② 発災直後は、市職員等が中心となって班を立ち上げることとなるが、避難所の運営は、行政だけでなく、自治会・町内会、避難者やボランティアとの連携により行っていくことになるので、自治会等との間で役割分担や各班の代表者の選出について平常時から検討を行う。

班編成の一例

主な班編成	主な活動内容	留意事項
総務班	□ 管理責任者の補佐をするとともに、各班を総括する。 □ 避難所の安全確認を行い、開設に向けた準備を行う。 □ 避難所運営組織会議を開催する。 □ 避難所の記録を作成する。	□ 避難所におけるプライバシー保護や要配慮者等の把握と配慮、また、女性の視点に立った避難所環境の整備に努める。
情報班	□ 避難所開設の日時・場所を災害対策本部へ報告する。 □ 「避難者カード」をとりまとめ、避難者名簿と要配慮者の名簿を作成し、避難者数等を災害対策本部へ報告する。 □ 避難者名簿をもとに、避難者名、住まい（地区名等）等を記載した「避難者一覧」を作成し、入口等に掲示する。 □ 外来者用の対応窓口を設置する。 □ 外部支援組織との連絡窓口を設置する。	
保健衛生班	□ 要配慮者に関し、医療救護班・保健活動班等と連絡調整を行う。 □ 必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所、病院への搬送等の連絡調整を行う。 □ 保健活動班等からの衛生管理の指導等も参考に、トイレの清掃、掃除、換気等を定期的に行い、避難所の衛生管理を担う。	
物資班	□ 備蓄物資の在庫確認を行うとともに、必要数の把握、物資に関する相談受付、不足物資に関する災害対策本部への要請、物資の受け入れ・保管・管理・提供を行う。 □ 給食センターからの食支援の管理を行う。	□ 女性や乳幼児等のニーズを把握するため、担当には女性も配置する。 □ 女性への配慮が必要な物資については、女性による配布に努める。
相談班	□ 避難者のニーズを把握する。 □ 「避難者カード」を配布・収集し、情報班に引き継ぐ。	□ 相談しやすい体制を作るため、女性の担当者を入れるよう努める。
要配慮者対策班	□ 要配慮者用の窓口を設けて、相談対応と各班への情報伝達、引継ぎを行う。	□ 女性や乳幼児等のニーズ把握に配慮して、担当には女性も配置する。 □ 班の設置に当たっては、福祉関係者等の協力を得る。 □ 上記の各班に要配慮者用の担当を設けて、情報の共有化を図るなど、横断的な体制づくりが可能であれば考慮する。 □ 行動に制限のある人や健康に支障がある人に対しては、物資や水、トイレへのアクセスに配慮する。 □ 要配慮者の類型間（高齢者、障害者、外国人など）における共通点及び相違点を踏まえ、それぞれの居住スペースを隣接させ、効果的な支援を行え

		るよう配慮する。 □ 食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者がいた場合は、栄養・食生活支援関係者と情報共有を図る。
防犯班	□ 避難所におけるパトロールを行い、特に女性や子供の安全を守る。 □ 照明の配置による視認性の向上を図るように努める。	
自衛消防班	＜通報連絡担当＞ □ 119 番通報を行う。 □ 防火担当責任者等への報告を行う。 ＜初期消火担当＞ □ 消火器、水バケツ等による初期消火を行う。 ＜避難誘導担当＞ □ 安全な場所までの避難誘導を行う。 □ 要配慮者（障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦）の支援を行う。	
その他	□ その他、地域の実情に応じて、必要な班編成を行う。	

3.3 広報活動

校内放送施設又は拡声器などで、適宜、避難者に避難所利用の注意などについて広報するとともに、高齢者などの要配慮者に配慮し、広報内容を掲示する。

広報内容	□ 市内の被害状況 □ 使用可能な施設の案内 □ 立入禁止区域の周知 □ 水道、ガス、トイレの使用方法 □ ごみの処理方法 □ 避難者の相互協力要請 □ 要配慮者の支援要請 □ 安否確認のためのＮＴＴ「災害用伝言ダイヤル（⇒P52）」の活用紹介 □ 今後の市の対応（食糧・生活物資・飲料水の供給、その他生活支援など）

3.4 飲料水、食糧、生活物資の供給

（1）備蓄品の配布

防災倉庫に備蓄されている食糧、生活物資は、原則として災害対策本部との調整・指示のもと、避難者に提供する。なお、現地判断で災害対策本部との判断を待たずに使用する場合には、使用した品目、個数等を災害対策本部へ報告する。

（2）飲料水の供給

① 飲料水は、備蓄品のミネラルウォーターや、最寄りの給水拠点（配水所、給水所、応急給水槽）を活用する。給水拠点を活用する際は、避難者の相互協力により取りに行くものとする。（容器

については、市で備蓄しているポリタンクや給水袋のほか、避難者が所有しているものの活用も図る。）

② スタンドパイプ等の応急給水用資器材を配備している避難所では、必要に応じて、消火栓等から応急給水を行う。その他の避難所においては、応急給水用資器材の配備の必要がある場合、避難所主管部を通じて災害対策本部に要請する。

（3）食糧の供給

① 避難所外避難者にも配慮する。
② 物資が足りない場合、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等へ優先的に配布するなどのルールを決める。
③ 給食センターから届いた食事の管理と配付を行う。

（4）物資の請求

① 飲料水、食糧、生活物資について必要な数量、種類など、避難所主管部を通じて災対産業振興部に連絡する。
② 物資要請にあたり、避難者の中に高齢者、乳幼児、食物アレルギーのある者等、特に配慮を必要とする者がいる場合は、併せて、その人数、配慮を必要とする内容等を報告し、必要物資の調達を要請する。
③ 同行避難動物に対するペットフード、ケージ等については、同行避難者が原則持参するように働きかけを行う。必要となる数量、種類については、災対健康医療部に連絡する。

（5）物資の受け入れ準備

① 輸送車の進入路、荷下ろし場所を確保する。
② 荷下ろし、仕分け作業の要員を確保する。
③ 物資の保管場所を確保する。
④ 給食センターからの食支援を受け入れる体制を整える。

（6）物資の供給

① 物資が到着したら、物資保管場所に運ぶ。
② 物資の配給時間、場所を決め、広報する。
③ 受領物資及び配給した物資の内容と数量を確認し、「物品受け払い簿（⇒P23）」に記録する。
④ 配給に際しては、避難者（班長等）、ボランティアの協力を得るとともに女性の配給担当者を置くなど、女性に配慮した運営を心掛ける。
⑤ 物資は、公平で、秩序ある配給を行い、混乱を防止することに留意するが、物資が不足する場合は、要配慮者を優先して配給する。
⑥ 避難所外避難者の物資の供給についても考慮する。

（7）物資の保管

① 物資保管場所は、盗難防止のために施錠を行うなど、適切に管理する。
② 物資は種類別に分類し、在庫品と物品受け払い簿とを確認する。

□ 在庫品に内容、数量、受入日、搬出日、数量等のメモを付す。
□ 物品受け払い簿に記録し、チェックする。

③ 食中毒などの予防のため、保存期間の短い「生もの」は保管しない。

3.5 し尿対策

① 避難所運営職員は、避難所開設時に施設管理者等と協力し、トイレの状況を点検する。
② 断水時等には、その旨を表示、周知するとともに携帯トイレ（便袋）を用いたトイレを使用する。その携帯トイレ（便袋）を用いたトイレが使用できない場合は、マンホールトイレ又は仮設トイレを設置する。また、仮設トイレが不足する場合は、災対水循環部へ要請するとともに、災害対策本部へ報告する。
③ マンホールトイレが整備されている施設は「資料 6.15」⇒P40 参照のとおり。
④ マンホールトイレや仮設トイレ設置までの期間は、緊急的な措置を講じることとし、当面のトイレの使用方法等を避難者に周知する。
⑤ 仮設トイレ設置場所は、保健衛生、生活環境、防犯の視点を取り入れ、女性、要配配慮者の利用について配慮するとともに、汲み取りが必要な場合は、し尿収集車の出入りも考慮する。

トイレの緊急措置の例（断水時）	□ トイレ用品（トイレットペーパー、携帯トイレなど）を備え付ける。 □ 既設トイレを使用する場合、プールの水、貯水槽、近くの川、池の水などを利用できるときは、その水を汲んで利用する。このときトイレットペーパー類は流さない。（既設トイレで水を流す場合には、事前に排水・下水管の被害を確認すること。） □ 流す水がないときは、既設トイレで携帯トイレを活用する。 □ 臨時のトイレとして、下水マンホールの蓋をはずし、足置き場、囲いを設置する。（落下事故等が発生しないよう注意すること。）

3.6 ボランティアへの対応

① 必要とするボランティア（応援要員）の技能、人数、期間を見積もり、避難所主管部を通じて災害対策本部に要請する。
② ボランティアが派遣された場合は、まとめ役となるリーダーを選出し、指揮系統、責任分担を明確にする。
③ 作業分担は、ミーティングなどで決定する。
④ 危険な作業には従事させないように注意する。
⑤ ボランティア希望者（専門ボランティアを除く）が直接、避難所に駆けつけたときは、避難所で受け付け、避難所主管部を通じて災害対策本部に名簿を送付し、必要な手続きをとる。

3.7 要配慮者への対応

避難所運営職員は、災対福祉部、ボランティア等と連携し、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者に十分配慮した避難所運営に努め、次のような対策を行う。

① 避難者カード、避難者名簿から、必要とする援護の内容と人数などの情報を把握する。
② 避難所では、できる限り、次のような支援対策を実施する。

□ 生活場所の配慮 ･･･ 暖かい場所、和室、１階の部屋など専用スペースに収容
□ 情報伝達の配慮 ･･･ 手話、書面、口頭による個別伝達
□ 健康管理の配慮 ･･･ 健康相談、医療救護
□ 食事内容の配慮 ･･･ 暖かいもの、やわらかいもの、アレルギー対応食、粉ミルク等の供給
□ その他 ･･･････････ 行動時の介助

③ 避難所での生活が困難な要配慮者については、二次避難所の確保（福祉施設等への一時入居等）や手話、通訳、介護などの専門ボランティアによる対応を、避難所主管部を通じて災害対策本部へ要請する。

3.8 帰宅困難者への対応

① 交通機関の不通による帰宅困難者等は、一般の避難者とは別のスペースで受け入れる。
② 帰宅困難者等は、短期間で避難所を出入する可能性が高いので、出入記録を確実にとり、災害対策本部へ適宜報告する。
③ 帰宅困難者等に対し、交通機関の復旧見通しなどの情報提供に努めるとともに、必要に応じて飲料水、食糧等の提供を行う。なお、提供する場合は、災害対策本部との調整・指示のもと、帰宅困難者等に提供することが原則になるが、現地判断で災害対策本部との判断を待たずに使用する場合は、使用した品目、個数等を災害対策本部へ報告する。

3.9 外国人への対応

日本語に不慣れな外国人避難者への対応では、やさしい日本語、コミュニケーション支援ボード（各避難所に配備済）、自動翻訳等を活用し、以下のとおり対応する。（資料 6.20「外国人対応マニュアル（避難所用）⇒P51」参照。

① 外国人の出身国、使用言語を確認する。
② 避難所内で通訳ができる人を探す。
（通訳ができる人がいなかった場合）
③ 外国人支援センター（多文化共生推進課）に、外国語対応を要請する。

外国人支援センターによる外国語対応

・外国語ができる職員の派遣
・テレビ電話通訳タブレットの貸与
・語学ボランティアの派遣　　など
※市内の状況によっては、すぐに対応できない場合もあります

3.10 外来者への対応

（1）マスコミ対応

① 避難所へ直接、取材の申し入れや調査があったときは、氏名・所属・取材目的・発表日時・発表内容等を確認し、記録に残すようにするとともに、避難所主管部を通じて災対戦略部へ報告し、その指示を得る。
② マスコミの対応窓口を一本化し、情報提供等は必ずその窓口を通じて行うようにする。
③ 避難所で取材・調査等を行う人には、腕章やバッジなど、身分が明らかに分かるものを身につけるよう依頼する。
④ 避難者の生活スペース等への立ち入り取材は、原則としてその部屋の避難者全員の同意を得て、担当職員の立ち会いのもとに行う。

（2）避難者への来客対応

避難者への面会用として避難所の入口近くに面会場所を設置し、避難所に居住している人以外は、原則として居住空間に入れないようにする。

（3）避難者への電話対応

災対各部や本部等との連絡・問い合わせ対応用として回線を常時確保しておくため、原則として、電話は直接、避難者に取り次がないようにし、避難者に伝言して、特設公衆電話や個人の携帯電話等にて折り返しかけ直してもらうことが望ましい。

（4）郵便物等の取り次ぎ

原則として、郵便物等は受付では預からず、郵便局員等から避難者への直接の受け渡してもらうことが望ましい。直接の受け渡しが難しい場合には、紛失等を防ぐため、適宜受領簿等を作成し対応する。

3.11 同行避難動物への対応

① 動物飼養スペースは鳴き声、におい等を考慮し、原則人の居住スペースと区別する。
② 「避難所の被災者受入に伴う動物の同行状況」を作成し、必要とするペットフード、備品などの情報を把握して災対健康医療部へ報告する。

3.12 防犯・防火活動への協力

災対安全総務部、災対消防部は、災害の状況に応じて、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、避難所及び被災地における放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。また、防犯協会に対し、防犯活動への協力を要請する。避難所主管部等は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

3.13 運営記録の作成、報告

① 毎日、ミーティングを行い、災害対策本部へ要請すべき事項、施設の現状（故障や破損箇所、ゴミ・トイレ等の状況）、避難者の状況（数、健康状態など）、同行避難動物の状況を確認する。
② 報告すべき事項を「避難所日誌（⇒P24）」に整理する。
③ １日１回指定された時間に避難所主管部を通じて災害対策本部へ定時報告を行う。要請した事項や受信した連絡事項は、受発信用紙に記録し、保管する。
④ 事故、傷病人の発生、配給物資の誤りなど特別な事情がある場合は、必要に応じて適宜報告する。

4 長期化への対応

4.1 自主運営組織

避難所生活が長期化(おおむね１週間以上)する場合は、避難者の自主運営組織により避難所の運営を行うよう努める。
避難所運営職員は、施設管理者、ボランティア等と協力し、避難所の自主運営が円滑に行われるよう努める。

（1）自主運営組織づくり

① 町会・自治会の会長又は役員等の中から、避難者リーダー（代表者）を決めてもらう。
② 「自主運営組織」の構成、役割分担の標準例を示し、避難者による組織づくりを支援する。
③ 組織の各担当に女性を配置するなど、女性避難者の意見・要望に対応できるように配慮する。

④ 避難所運営職員は、災害対策本部との情報連絡窓口として、市からの情報提供等を行うとともに、自主運営組織からの要望等を市へ伝達する。

【自主運営組織の例】

◆組織構成

拠点の規模によるが、おおむね15～20名位の編成とする。

◆自主運営組織の班編成例（各班の活動内容は、p8参照）

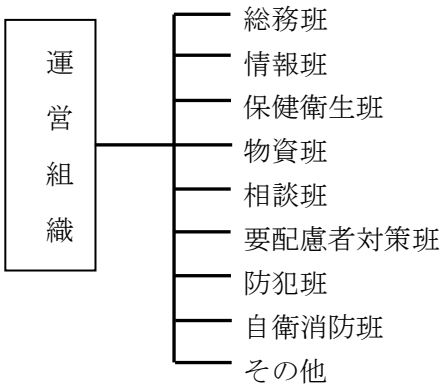

※ 班構成、構成員は、実情に応じて柔軟に対応させるとともに、各担当に女性を配置するなど、女性避難者の意見・要望に対応できるように配慮する。

※ 物資配布、警備、清掃等は当番制とする。

（2）ミーティングの実施

自主運営組織のミーティングは、毎日定期的に実施し、その日の活動の反省と翌日以降の体制を話し合う。避難所運営職員は、ミーティングを効果的にするため、必要に応じて参加・助言を行う。

（3）避難所運営会議の開催

自主運営組織の設置とともに、避難者リーダー（代表者）、避難所運営職員、施設管理者、各班長で構成する代表者会議を適宜、開催する。なお、必要に応じて、自主防災組織、町会・自治会、ボランティア代表を構成員とする。

代表者会議では、避難所運営に関する様々な問題について協議、調整し、問題の解決や一定の合意、協力を得るよう努める。また、女性の意見・要望を避難所運営に反映できるよう、代表者会議の構成員に女性を含めるように配慮する。

【代表者会議の構成例】

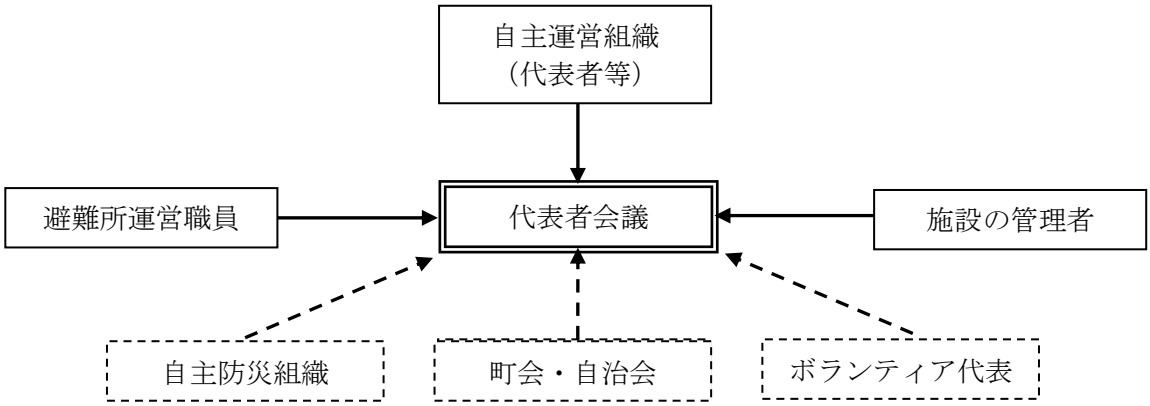

4.2 生活ルールの確立

① 自主運営組織が中心となって避難所の生活ルールづくりを行う。
② 避難所運営職員は、生活ルールの例を示すなど、自主運営組織でのルールづくりを支援する。

生活ルールの例	□ 立ち入り禁止や土足厳禁の場所について □ 使用禁止のトイレやトイレの使用方法、その後の処理について □ トイレ等の清掃、ガスコンロ使用、電話取り次ぎなどの時間帯について □ 更衣室、喫煙場所について □ ごみ分別の徹底について □ 携帯電話の使用について □ 共有スペースの清掃について □ 洗濯・物干しについて □ 動物飼養スペースについて □ 班長打ち合わせの時間と場所について

4.3 環境及び保健衛生対策

（1）室内環境

① プライバシーの保護のため、各世帯を間仕切りするなど配慮する。
② 男女別の更衣室を設置する。
③ 定期的に収容スペースの換気や清掃を避難者が行うように自主運営組織に呼びかける。
④ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者へのスペースの配慮を行う。
⑤ 出入り口等の段差解消、救護スペースの確保に努める。

（2）ごみ対策

① ごみは平常時と同様に分別収集する。
② ごみ収集車が乗り入れ可能な場所にごみの置き場を確保し、ごみ袋、ごみ箱を準備する。
③ ごみの捨て方などのルールを定め、避難者に徹底させる。
④ 殺虫剤、消毒薬剤により、ハエなどの害虫駆除を行う。

（3）衛生・健康管理

① 感染症などの予防のため、手洗い、うがいを励行する。
② 仮設トイレを設置した際は、定期的に清掃を行い、清潔に保てるよう、掃除の役割分担を決める。また、手洗い用にアルコール消毒が可能となるよう、手指消毒薬等を準備する。
③ 傷病者が多い場合は、医師や看護師による健康診断や巡回医療を、避難所主管部を通じて災害対策本部に要請する。
④ 必要に応じて専門医による心のケアを災害対策本部に要請する。
⑤ ストレス発散のためスポーツやレクリエーションを企画するよう自主運営組織に提案し、必要な支援をする。

（4）動物救護

① 避難所施設に応じて、避難所の敷地内又はその近接地等に同行避難動物の飼育場所を確保する。
② 糞尿の処理方法などのルールを定め、張り紙などで飼い主に周知・徹底させる。
③ 死亡動物の安置場所を設置する。

4.4 その他のニーズ対策

避難生活の経過に従って、被災者のニーズも変化してくる。自主運営組織の協力を得て被災者の多様なニーズを把握し、避難所主管部を通じて災害対策本部に報告して、対策の指示を得る。

季節を考慮したニーズの事例	夏 季：扇風機、殺虫剤、防虫剤、蚊取り器具、トイレ芳香剤、タオルケット、網戸の設置等 冬 季：断熱マット、畳、毛布、暖房器具（石油ストーブ・灯油等）、使い捨てカイロ等
生活の場としてのニーズの事例	仮設風呂、シャワー施設、洗濯機、洗剤、物干し竿、清掃用具、夜間照明、発電機、仮設公衆電話、テレビ、娯楽品、動物飼養に関する環境整備（動物運動スペース等）等

4.5 避難者の安全・安心の確保

① 避難者の安全・安心の確保のため、照明の配置により視認性の向上及び死角の解消を図る。また、プライバシーの確保にも配慮しつつ、パーテーションの配置・高さ等に留意する。
② 避難所におけるパトロールを行い、特に女性や子供の安全に留意する。
③ 人目のないところを一人で歩かない、夜間トイレに行くときには一人で行かないなどの注意喚起を行う。

4.6 避難所外避難者対策

避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、避難所主管部を通じて災害対策本部に報告を行う。

4.7 相談の受け付け

避難者の不安、疑問、不満等に、個別に相談できる相談窓口を設置する。
相談窓口の設置に当たっては、男性又は女性特有の相談に対応することにも配慮し、男女両方の相談員を置くようにする。
避難者に周知し、気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者１人ひとりの意見を聞き、避難所運営の改善を行うとともに、相談時のプライバシー確保についても留意する。

5 避難所の縮小、統合、廃止

災害対策本部は、避難者数が減少したり、災害による危険性が解消した場合、避難所の縮小・統合・廃止に向けて必要な措置をとる。
避難所運営職員は、自主運営組織と協力して避難者の意向調査などを行い、避難所の縮小・統合・廃止に向けて準備する。
自主運営組織の活動が円滑に行われている場合は、避難所運営職員数を順次削減する。

5.1 意向調査

① 応急仮設住宅の整備スケジュール、設置場所などの情報を広報する。
② 災害復興本部（＊）が策定する復興計画など、被災者支援に関する資料を提供する。
（＊）災害復興本部については、地域防災計画「第６編第３章災害復興計画」参照
③ 避難者の意向把握（アンケート調査など）を行う。

避難者意向調査の内容	□ 今後の生活の見通し □ 転出意向、転出予定 □ 仮設住宅の入居希望など

5.2 縮小・統合・廃止

① 避難所の縮小・統合・廃止のスケジュールを事前に避難者に広報する。
② 学校の場合、授業再開へ向けて教職員と協議し、必要なスペース等の見直しを行う。
③ 学校施設としての原状回復を図る。

学校の原状回復	□ 設備の撤去 □ 施設の清掃、修繕 □ 運営に使用した資機材・備品の処分 □ 避難者の残した物品などの処分

6 資料

6.1 施設の安全確認チェックリスト

施設の安全確認チェックリスト

○ チェック基準

「A」・・・安全性は特に問題なし

「B」・・・散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし

「C」・・・被害甚大につき使用不能

該当施設	区分	チェック	確認事項
施設全体	外観	A B C	傾斜、ゆがみ
	柱	A B C	亀裂、破断、傾斜
	壁	A B C	亀裂、ズレ（移動） 変形、剥落
	屋根	A B C	落下、破損
施設内	天井	A B C	亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床	A B C	
	腰板	A B C	
	窓枠	A B C	
	出入り口のドア	A B C	
	照明	A B C	
	窓ガラス	A B C	破損、飛散の有無
廊下	窓ガラス	A B C	破損、飛散の有無
階段	防火シャッター	A B C	通行の可否 閉まっていないか
	非常階段	A B C	
給湯・調理室	水道	A B C	水道管の破損、水漏れ
	ガス	A B C	元栓の損傷
	電気器具	A B C	電線の切断
	冷蔵庫・冷凍庫等	A B C	転倒、落下、流出
	食器類	A B C	転倒、落下、流出
手洗い場、便所	水道	A B C	水道管の破損、水漏れ
	排水	A B C	排水の状況
総合評価		A B C	

避　難　者　カ　ー　ド　　No.　／

※欄は、避難所運営職員が記入する欄です。記入しないようにしてください。

※ 避難所名		※担当職員 所 属 ・ 氏 名		※ 避難所内配置場所
住所：八王子市　　町		電話（自宅）： 電話（携帯）：　　所有者：＿＿＿＿		※ 地区名

＊ここに避難した方のみを記入してください。　　※以下の欄には、該当する症状・項目の数字を記入し、（　　）に内容を書いて下さい。

ふりがな 氏　名	生年月日	年齢	性別	身体的症状 1.下痢　2.嘔吐 3.発熱　4 咳	医療機器の使用・アレルギー等 1.医療機器の使用（有は１と記入） （ペースメーカー、在宅酸素、人工呼吸器） 2. アレルギーの有無（有は２と記入） （　　）		要配慮（具体的内容・国籍等を記載） 1.要介護　2.身体障害　3.知的障害 4.精神障害　5.発達障害　6.認知症 7.乳幼児　8.妊産婦　9.外国人 10.その他（　　）	
	年　月　日		男・女			（　　）		（　　）
	年　月　日		男・女			（　　）		（　　）
	年　月　日		男・女			（　　）		（　　）
	年　月　日		男・女			（　　）		（　　）
	年　月　日		男・女			（　　）		（　　）
	年　月　日		男・女			（　　）		（　　）
	年　月　日		男・女			（　　）		（　　）

ご自分達の安否を知らせるために、上記の情報を公表してもよろしいですか？　　はい　・　いいえ　　←どちらかを○で囲んでください。

その他配慮してほしいことなどありましたら、御記入ください。

（注）①１世帯ごとに１枚の避難者カードを配布し、記入を求めること。　　②※欄は、避難所運営職員が記入すること

6.2 避難者カード（裏）

6.3 避難者名簿（避難所入所記録簿 市内居住者用）

名簿情報公表　可　・　不可

市 内

避 難 所 入 所 記 録 簿

（市内居住者用）

避難所名		担当職員名	

要援護情報記載方法

身体的症状…下痢・嘔吐・発熱・咳などの感染症症状
医療機器　ペースメーカー・在宅酸素・人工呼吸器
アレルギー…食物アレルギーの有無

要配慮区分…1.要介護　2.身体障害　3.知的障害　4.精神障害
5.発達障害　6.認知症　7.乳幼児　8.妊産婦
9.外国人　10.その他

番号	入所月日	氏名	現住所	生年月日	年齢	性別	要援護情報				備考	退所月日
							身体的症状	医療機器	アレルギー	要配慮区分		
1						男・女	有・無	有・無	有・無			
2						男・女	有・無	有・無	有・無			
3						男・女	有・無	有・無	有・無			
4						男・女	有・無	有・無	有・無			
5						男・女	有・無	有・無	有・無			
6						男・女	有・無	有・無	有・無			
7						男・女	有・無	有・無	有・無			
8						男・女	有・無	有・無	有・無			
9						男・女	有・無	有・無	有・無			
10						男・女	有・無	有・無	有・無			

6.4 避難者名簿（避難所入所記録簿 市外居住者用）

名簿情報公表　可　・　不可　**市 外**

避 難 所 入 所 記 録 簿

（市外居住者用）

避難所名		担当職員名	

要援護情報記載方法

身体的症状…下痢・嘔吐・発熱・咳などの感染症症状
医療機器　ペースメーカー・在宅酸素・人工呼吸器
アレルギー…食物アレルギーの有無

要配慮区分…1.要介護　2.身体障害　3.知的障害　4.精神障害
5.発達障害　6.認知症　7.乳幼児　8.妊産婦
9.外国人　10.その他

番号	入所月日	氏名	現住所	生年月日	年齢	性別	要援護情報				備考	退所月日
							身体的症状	医療機器	アレルギー	要配慮区分		
1						男・女	有・無	有・無	有・無			
2						男・女	有・無	有・無	有・無			
3						男・女	有・無	有・無	有・無			
4						男・女	有・無	有・無	有・無			
5						男・女	有・無	有・無	有・無			
6						男・女	有・無	有・無	有・無			
7						男・女	有・無	有・無	有・無			
8						男・女	有・無	有・無	有・無			
9						男・女	有・無	有・無	有・無			
10						男・女	有・無	有・無	有・無			

6.5 物品受け払い簿

物　品　受　け　払　い　簿　　No.　　／

避難所名		担当職員名	

品　　名		単位呼称	

受取日	摘　要　欄	受入数	払出数	現在残	扱　　者	備　考　欄

（注）１　品目ごとに作成する。
　　２　摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
　　３　備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

6.6 避難所日誌

避　難　所　日　誌　　No.　／

避難所名		担当職員 所属・氏名	

記録日	事　　項	措　置　の　概　要	扱　者

6.7 同行動物登録カード

様式1

_____避難所　同行動物登録カード

入所　　年　　月　　日
退所　　年　　月　　日

No.

<table>
<tr><td rowspan="3">飼い主</td><td>氏名</td><td colspan="5">フリガナ</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>避難前住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td>電話</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">動物</td><td>動物種</td><td colspan="2">犬・猫・その他（　　）</td><td>体格</td><td colspan="2">特大 ・ 大 ・ 中 ・ 小</td></tr>
<tr><td>品種</td><td colspan="2"></td><td>毛色</td><td></td><td>年齢</td><td></td></tr>
<tr><td>性別</td><td colspan="2">雄・雄（去勢）・雌・雌（避妊）</td><td>個体識別
（犬は鑑札番号等）</td><td colspan="2">犬の登録　有 ・ 無（No.　　）
ﾏｲｸﾛﾁｯﾌﾟ 有 ・ 無（No.　　）</td></tr>
<tr><td>名前</td><td colspan="2"></td><td>予防歴
（1年以内）</td><td colspan="2">犬一狂犬病予防ﾜｸﾁﾝ ・__種混合ﾜｸﾁﾝ
猫一__種混合ﾜｸﾁﾝ</td></tr>
<tr><td>特徴/性格</td><td colspan="3"></td><td>ケージ 有 ・ 無</td><td>リード　有 ・無</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="3">健康 ・ 負傷（　　）</td><td colspan="2">咬傷歴　　無 ・ 有</td></tr>
</table>

6.8 避難所の被災者受入に伴う動物の同行状況

送付先: 八王子市健康部(保健所)生活衛生課動物衛生担当 FAX 042−644−9100 または 災対医療保険・健康部へ　　様式2

避難所の被災者受入に伴う動物の同行状況

施設名　　動物飼育場所　　年　月　日現在

所在地

連絡先　　FAX

施設窓口担当者名

No.	動物種	品種	サイズ	性別	動物の名前	飼い主氏名	連絡先	避難前住所地	犬の場合:登録・狂犬病予防注射の有無	ケージ	リード
1	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
2	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
3	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
4	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
5	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
6	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
7	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
8	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
9	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無
10	犬・猫 他(　　)		特大・大 中・小	雄・去勢雄 雌・避妊雌					【登録】有　無【狂注】済　未	有・無	有・無

【合計】

犬	猫	他

【不足物資】

				その他
ケージ　特大		係留ロープ		
大		犬用フード		
中		猫用フード		
小		食器		

6.9 避難所設営のモデル

・ 小・中・義務教育学校等の施設の配置、状況により、避難所の設営を工夫する。
・ 施設の中での利用可能箇所、立入り禁止箇所を設定する。
・ 救援物資の搬入動線、仮設トイレの位置、ごみ集積場等は留意して設定する。

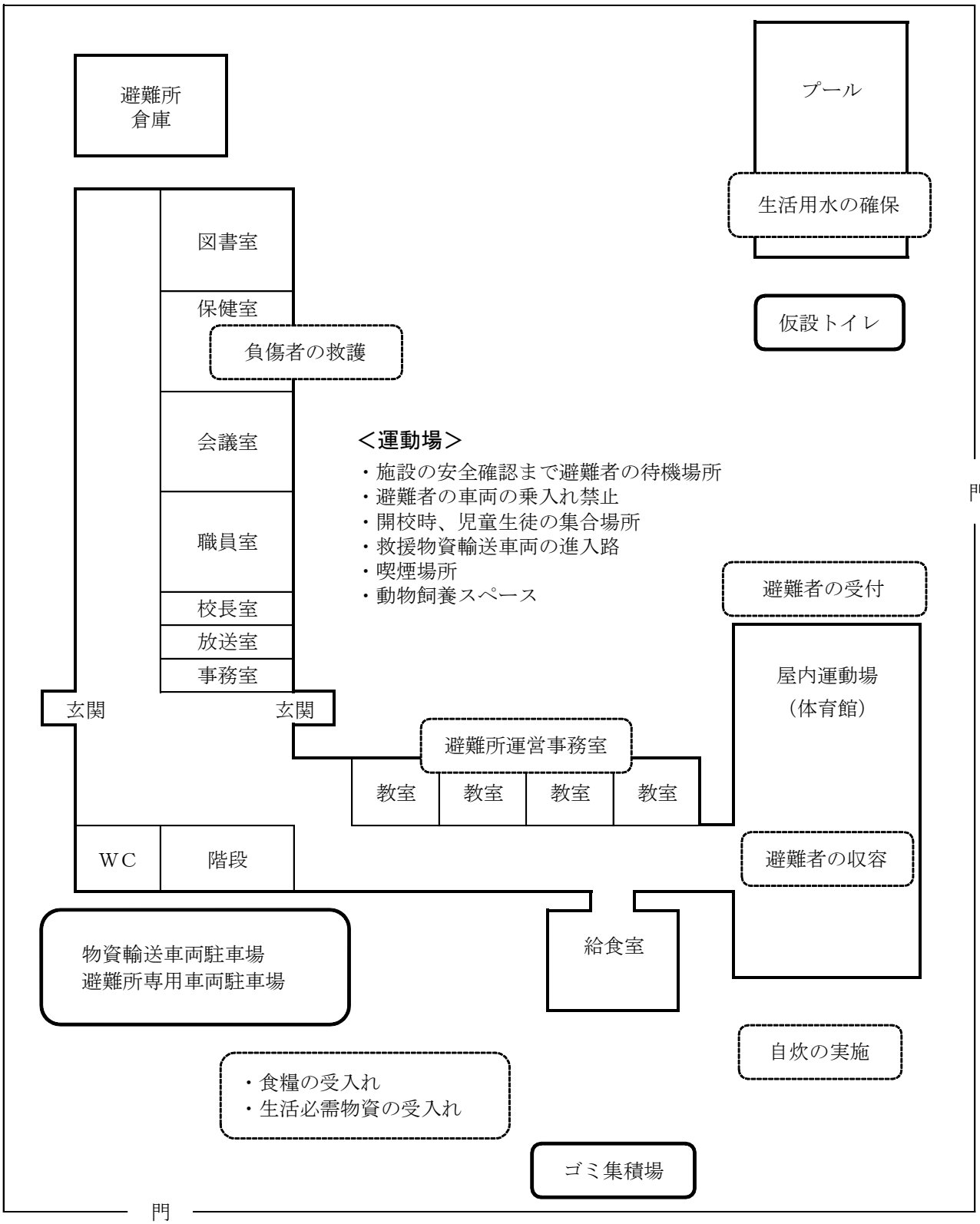

6.10 避難者収容のモデル

・ 避難者の安全・安心の確保のため、死角の解消を図ることができるよう、プライバシーの確保にも配慮しつつ、パーテーションの配置・高さ等に留意する。
・ 避難所におけるパトロールを行い、特に女性や子供の安全を守る。

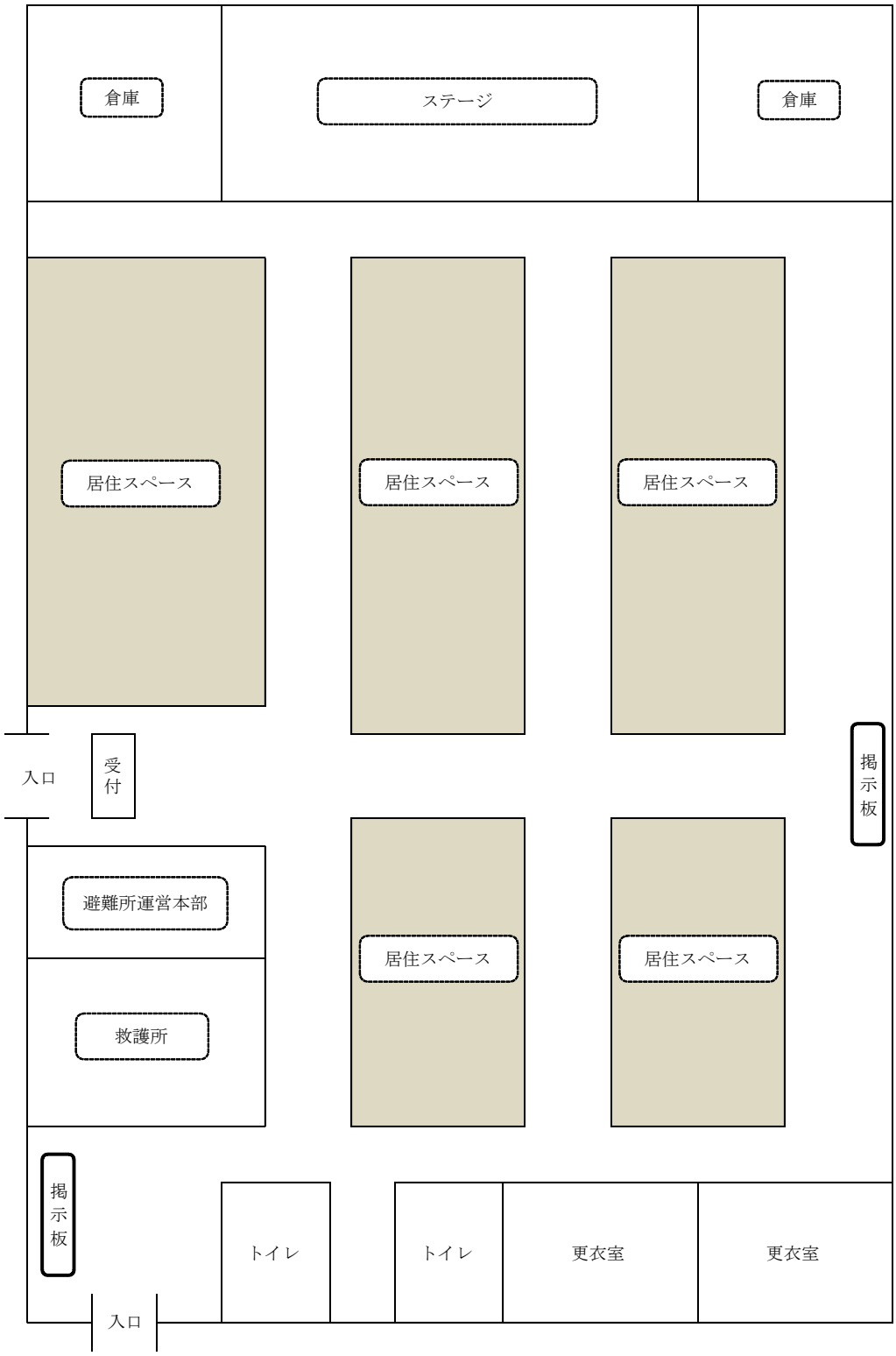

6.11 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

（令和４年７月27日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	F A X	屋外（校庭等）	屋内				指定緊急避難場所				指定避難所（屋内）
										地震（屋外）	風水害（屋内）			
												内訳		
					面積㎡	通常時		最大時（※1）	最大収容人数（※2）			洪水内水	土　砂	
						使用場所	面積㎡	面積㎡						
1	第一小学校	元横山町2－14－3	642－0851	646－4927	2,272	体育館	738	2,563	1,242人	一時	○	○	○	○
2	第二小学校	八木町7－1	623－6318	627－9428	5,404	体育館	713	2,908	1,409人	一時	○	△	○	○
3	第三小学校	寺町29－15	623－4211	627－9432	3,845	体育館	1,053	4,192	2,032人	一時	○	○	○	○
4	第四小学校	明神町2－15－1	642－0934	646－6460	7,439	体育館	741	2,671	1,295人	一時	○	△	○	○
5	第五小学校	千人町3－7－7	661－4327	667－5435	4,479	体育館	750	2,978	1,443人	一時	—	—	○	○
6	いずみの森義務教育学校	子安町2－18－1	642－4206	646－0485	13,280	体育館	2,277	5,609	2,719人	一時	○	△	○	○
7	第七小学校	台町4－2－1	622－0936	627－9553	4,126	体育館	1,202	4,742	2,299人	一時	○	○	○	○
8	第八小学校	石川町2065	642－0937	646－8654	3,857	体育館	639	2,227	1,079人	一時	○	○	○	○
9	第九小学校	中野上町2－14－1	623－4221	627－9408	3,310	体育館	745	2,871	1,392人	一時	○	△	○	○
10	第十小学校	大和田町7－5－1	642－1618	646－7426	10,448	体育館	745	3,150	1,527人	一時	○	△	○	○
11	中野北小学校	中野山王3－1－1	622－5187	627－9406	7,760	体育館	741	1,952	946人	一時	○	△	○	○
12	清水小学校	中野山王3－25－1	625－0795	627－9531	8,387	体育館	699	2,867	1,390人	一時	○	○	○	○
13	大和田小学校	大和田町4－19－1	644－5777	646－7165	9,202	体育館	699	2,522	1,222人	一時	○	○	○	○
14	小宮小学校	小宮町1128－3	646－4208	646－6647	5,372	体育館	761	2,851	1,382人	一時	—	○	—	○
15	高倉小学校	高倉町67－2	646－8182	646－3040	9,660	体育館	700	2,770	1,343人	一時	○	○	○	○
16	宇津木台小学校	久保山町2－18	691－2146	691－9094	9,278	体育館	700	2,935	1,423人	一時	—	○	—	○
17	横山第一小学校	館町74	661－8003	667－5409	6,888	体育館	742	2,831	1,372人	一時	○	○	○	○
18	横山第二小学校	並木町26－1	661－1747	667－5437	6,211	体育館	743	2,864	1,388人	一時	○	△	○	○
19	散田小学校	散田町5－23－1	661－4228	667－5404	10,210	体育館	741	3,002	1,455人	一時	○	△	○	○
20	長房小学校	長房町340－4	661－2081	667－5431	7,293	体育館	726	2,815	1,364人	一時	○	△	○	○

（令和４年７月27日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	F A X	屋外（校庭等）	屋内				指定緊急避難場所				指定避難所（屋内）
						通常時		最大時（※1）	最大収容人数（※2）	地震（屋外）	風水害（屋内）			
					面積㎡	使用場所	面積㎡	面積㎡				内訳		
												洪水内水	土　砂	
21	船田小学校	長房町1041－2	664－1482	667－5427	8,236	体育館	699	2,871	1,392人	一時	○	△	○	○
22	館小中学校　本校舎	館町1097-15	664－8200	667－5434	10,855	体育館	699	2,106	1,021人	一時	○	△	○	○
23	山田小学校	山田町1553	664－3984	667－5432	13,047	体育館	699	2,625	1,272人	一時	—	—	○	○
24	椚田小学校	椚田町571－2	665－3475	667－5412	10,196	体育館	699	2,795	1,355人	一時	○	△	○	○
25	緑が丘小学校	寺田町405－5	665－5501	667－5414	7,476	体育館	699	2,598	1,259人	一時	○	○	○	○
26	元八王子小学校	弐分方町761	623－0214	627－9543	9,213	体育館	743	2,843	1,378人	一時	○	△	○	○
27	元八王子東小学校	叶谷町1521	622－9271	627－9422	10,953	体育館	744	2,750	1,333人	一時	○	○	○	○
28	上壱分方小学校	上壱分方町799－2	651－1961	651－8556	8,010	体育館	699	3,183	1,543人	一時	○	△	○	○
29	城山小学校	元八王子町2－1767	664－3967	667－5402	11,700	体育館	699	2,779	1,347人	一時	○	○	○	○
30	弐分方小学校	弐分方町520－1	626－5811	627－9559	7,198	体育館	699	2,580	1,250人	一時	○	△	○	○
31	横川小学校	横川町305	622－8231	627－9567	9,103	体育館	699	2,930	1,420人	一時	○	△	○	○
32	恩方第一小学校	下恩方町1369	651－3219	651－8525	6,532	体育館	699	2,270	1,100人	一時	—	△	—	○
33	恩方第二小学校	上恩方町2193	651－3700	651－9653	6,954	体育館	676	1,552	752人	一時	○	△	△	○
34	元木小学校	下恩方町515－1	651－0596	651－8581	10,200	体育館	699	2,363	1,145人	一時	○	○	○	○
35	川口小学校	川口町3675	654－4337	654－3647	5,882	体育館	727	2,433	1,179人	一時	○	○	○	○
36	陶鎔小学校	犬目町56	623－3220	627－9418	7,674	体育館	741	2,311	1,120人	一時	—	—	○	○
37	上川口小学校	上川町1099	654－4403	654－4056	3,904	体育館	699	1,738	842人	一時	—	△	—	○
38	美山小学校	美山町1892	651－3054	651－9431	7,364	体育館	699	1,615	783人	一時	○	△	○	○
39	楢原小学校	楢原町1287－2	626－1204	627－9426	9,000	体育館	699	2,441	1,183人	一時	—	—	○	○
40	松枝小学校	楢原町601－13	624－3205	627－9438	10,688	体育館	699	2,392	1,159人	一時	○	○	○	○

（令和４年７月27日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ	屋外（校庭等）	屋内				指定緊急避難場所				指定避難所（屋内）
										地震（屋外）	風水害（屋内）			
												内訳		
					面積㎡	通常時		最大時（※1）	最大収容人数（※2）			洪水内水	土　砂	
						使用場所	面積㎡	面積㎡						
41	加住小中学校　本校舎	加住町1－191	691－1137	691－9831	8,709	体育館	725	2,172	1,053人	一時	○	○	○	○
42	由井第一小学校	打越町348－1	642－4201	646－0347	8,413	体育館	1,024	3,329	1,614人	一時	○	○	○	○
43	由井第二小学校	片倉町2180	636－2775	637－3550	6,179	体育館	716	2,144	1,039人	一時	—	—	○	○
44	由井第三小学校	小比企町1201	635－6238	637－3536	9,199	体育館	741	2,410	1,168人	一時	○	△	○	○
45	長沼小学校	長沼町707－3	635－9580	637－3506	10,306	体育館	699	2,675	1,296人	一時	—	—	○	○
46	片倉台小学校	片倉町1318	636－3054	637－3517	8,855	体育館	700	2,689	1,303人	一時	○	△	○	○
47	高嶺小学校	北野台4－21－1	635－6366	637－3508	9,856	体育館	699	2,814	1,364人	一時	○	○	○	○
48	みなみ野小学校（みなみ野小中学校）	みなみ野6－14－1	637－1151	637－1153	7,806	体育館	996	3,976	1,927人	一時	○	△	○	○
49	みなみ野君田小学校	みなみ野4-3-1	637－6611	637－6613	6,317	体育館	1,139	4,368	2,117人	一時	—	—	○	○
50	七国小学校	七国5－27－1	635－2100	635－2158	6,265	体育館	1,029	4,252	2,061人	一時	○	○	○	○
51	浅川小学校	初沢町1335	661－0019	667－5406	7,023	体育館	699	3,138	1,521人	一時	○	△	○	○
52	東浅川小学校	東浅川町550－22	665－1583	667－5410	9,451	体育館	699	2,775	1,345人	一時	○	○	○	○
53	由木中央小学校	下柚木25	676－8408	677－0203	8,801	体育館	1,222	3,621	1,755人	一時	○	△	○	○
54	由木東小学校	東中野1347	676－7723	677－0168	9,722	体育館	699	3,347	1,622人	一時	—	—	○	○
55	由木西小学校	上柚木538－1	676－8028	677－0210	12,000	体育館	699	1,869	906人	一時	○	○	○	○
56	鹿島小学校	鹿島13	676－5147	677－0147	9,532	体育館	699	2,240	1,086人	一時	○	○	○	○
57	松が谷小学校	松が谷12	676－3341	677－0159	11,832	体育館	699	2,457	1,191人	一時	○	○	○	○
58	中山小学校	中山1155	635－0551	637－3491	8,269	体育館	697	1,917	929人	一時	○	△	○	○
59	柏木小学校	南大沢3－3	676－8111	677－0186	8,766	体育館	700	2,729	1,323人	一時	○	○	○	○
60	南大沢小学校	南大沢4－18	676－5611	677－0196	11,712	体育館	700	2,932	1,421人	一時	—	△	—	○

（令和４年７月27日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	ＦＡＸ	屋外（校庭等）	屋内				指定緊急避難場所				指定避難所（屋内）
						通常時		最大時（※１）	最大収容人数（※２）	地震（屋外）	風水害（屋内）			
					面積㎡	使用場所	面積㎡	面積㎡				内訳		
												洪水内水	土　砂	
61	宮上小学校	南大沢5－10	676－3911	677－0164	10,124	体育館	798	3,234	1,568人	一時	○	○	○	○
62	秋葉台小学校	別所2－5	676－6133	677－3712	10,280	体育館	791	2,886	1,399人	一時	○	○	○	○
63	別所小学校	別所2－44	677－1888	677－6605	11,645	体育館	819	3,333	1,616人	一時	○	○	○	○
64	愛宕小学校	上柚木3－20	678－2566	678－1491	7,839	体育館	818	2,506	1,215人	一時	○	○	○	○
65	松木小学校	松木57－3	678－2577	678－1482	8,043	体育館	910	2,824	1,369人	一時	○	△	○	○
66	下柚木小学校	下柚木3－9	677－2658	677－9984	8,630	体育館	825	2,399	1,163人	一時	○	○	○	○
67	上柚木小学校	上柚木3－15	677－2646	677－5691	12,000	体育館	820	3,130	1,517人	一時	○	○	○	○
68	長池小学校	別所1-55	677－5120	677－5122	12,400	体育館	873	3,219	1,560人	一時	○	○	○	○
69	鑓水小学校	鑓水2－74	675－7760	675－7717	11,156	体育館	908	3,400	1,648人	一時	○	○	○	○
70	第一中学校	石川町2957－1	642－1894	646－6215	6,825	体育館	853	3,708	1,797人	一時	○	○	○	○
71	第二中学校	中野上町4－28－1	624－2135	627－9536	8,689	体育館	1,138	3,305	1,602人	一時	—	—	○	○
72	第四中学校	元本郷町2－21－1	622－7227	627－9557	8,097	体育館	1,136	3,572	1,731人	一時	—	—	○	○
						武道場	330					—	○	
73	第五中学校	明神町4－19－1	642－1633	646－6473	5,797	体育館	1,075	3,214	1,558人	一時	—	—	○	○
74	第六中学校	上野町97	622－9131	627－9541	6,847	体育館	1,132	3,487	1,690人	一時	—	○	—	○
75	第七中学校	散田町2－2－1	661－1545	667－5405	14,178	体育館	1,138	3,837	1,860人	一時	○	△	○	○
						武道場	310					○	○	
76	ひよどり山中学校	暁町3－1－1	625－6504	627－9421	9,507	体育館	746	2,777	1,346人	一時	○	○	○	○
						武道場	307					○	○	
77	甲ノ原中学校	中野町2639－2	623－4281	627－9431	11,030	体育館	747	2,658	1,288人	一時	—	△	—	○
78	石川中学校	久保山町2－55	691－6881	691－9143	8,000	体育館	731	3,513	1,703人	一時	○	○	○	○
						武道場	367					○	○	

（令和４年７月27日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	F A X	屋外（校庭等）	屋内				指定緊急避難場所				指定避難所（屋内）
						通常時		最大時（※1）	最大収容人数（※2）	地震（屋外）	風水害（屋内）			
					面積㎡	使用場所	面積㎡	面積㎡				内訳		
												洪水内水	土　砂	
79	横山中学校	散田町5－22－36	661－0257	667－5403	9,675	体育館	1,049	3,666	1,777人	一時	○	○	○	○
						武道場	277					○	○	
80	長房中学校	長房町1041－1	664－1480	667－5421	12,628	体育館	736	3,051	1,479人	一時	—	△	—	○
81	館小中学校　分校舎	館町2786	664－9911	667－5416	11,353	体育館	744	2,991	1,450人	一時	○	△	○	○
82	椚田中学校	椚田町172	665－3473	667－5417	11,331	体育館	729	3,674	1,781人	一時	○	△	○	○
83	元八王子中学校	大楽寺町415	624－3201	627－9544	4,767	体育館	1,135	3,449	1,672人	一時	○	△	○	○
84	四谷中学校	四谷町555	626－0961	627－9561	8,741	体育館	749	3,504	1,698人	一時	—	—	○	○
						武道場	307					△	○	
85	横川中学校	横川町364	624－3261	627－9425	11,658	体育館	749	2,393	1,160人	一時	○	△	○	○
86	城山中学校	川町792－2	665－7256	667－5428	9,116	体育館	729	2,903	1,407人	一時	○	△	○	○
87	恩方中学校	上恩方町11	651－3652	651－4364	6,275	体育館	840	3,080	1,493人	一時	—	△	—	○
88	川口中学校	川口町2555	654－4328	654－3643	7,940	体育館	828	3,240	1,570人	一時	○	△	○	○
						武道場	307					△	○	
89	櫛原中学校	櫛原町1235	626－1205	627－9550	9,942	体育館	800	2,735	1,326人	一時	—	—	○	○
90	加住小中学校　分校舎	宮下町108－7	691－2105	—	11,007	体育館	746	2,504	1,214人	一時	—	△	—	○
91	由井中学校	片倉町553	642－2148	646－0405	6,099	体育館	838	3,268	1,584人	一時	○	△	○	○
92	打越中学校	打越町349－1	645－3046	646－0801	11,432	体育館	729	3,610	1,750人	一時	○	△	○	○
93	みなみ野中学校（みなみ野小中学校）	みなみ野6－14－2	636－0061	636－0063	11,956	体育館	1,058	4,117	1,996人	一時	○	○	○	○
						武道場	449					○	○	
94	七国中学校	七国6－41－1	637－0773	637－0771	10,711	体育館	1,109	4,231	2,051人	一時	○	○	○	○
						武道場	269					○	○	
95	浅川中学校	初沢町1370	661－0148	667－5408	9,450	体育館	744	2,789	1,352人	一時	○	△	○	○
96	陵南中学校	東浅川町553－9	665－4711	667－5407	11,067	体育館	1,172	3,492	1,693人	一時	○	△	○	○
97	由木中学校	下柚木2－34－2	676－8120	677－0208	8,901	体育館	729	3,307	1,603人	一時	○	△	○	○
98	松が谷中学校	松が谷23	676－3345	677－0163	13,200	体育館	749	2,948	1,429人	一時	○	○	○	○

（令和４年７月27日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	F A X	屋外（校庭等）	屋内				指定緊急避難場所				指定避難所（屋内）
						通常時		最大時（※1）	最大収容人数（※2）	地震（屋外）	風水害（屋内）			
					面積㎡	使用場所	面積㎡	面積㎡				内訳		
												洪水内水	土　砂	
99	中山中学校	中山1158－1	635－0521	637－3541	12,759	体育館	745	2,950	1,430人	一時	—	△	—	○
100	南大沢中学校	南大沢3－7	676－5211	677－0198	9,514	体育館	749	3,286	1,593人	一時	○	△	○	○
101	宮上中学校	南大沢5－5	676－5571	677－0205	12,591	体育館	974	3,783	1,834人	一時	○	△	○	○
102	別所中学校	別所2－28	676－6635	677－3708	15,770	体育館	974	3,101	1,503人	一時	—	—	○	○
103	上柚木中学校	上柚木3－17	678－2580	678－1492	14,173	体育館	994	3,387	1,642人	一時	○	△	○	○
104	松木中学校	別所1－34－1	678－2588	678－1490	17,181	体育館	980	3,943	1,911人	一時	○	△	○	○
						武道場	450					△	○	
105	鑓水中学校	鑓水2－67	675－7331	675－7337	7,960	体育館	929	3,693	1,790人	一時	○	○	○	○
						武道場	383					○	○	
106	高尾山学園（小・中学部）	館町1097-30	666－9325	664－9600	9,947	体育館	699	2,436	1,181人	一時	○	△	○	○
107	大和田市民センター	大和田町5-9-1	645－8980	649-2900	—	体育室、会議室、和室他	1,044	1,204	583人	—	○	△	○	○
108	長房市民センター	長房町506-2	664－4774	673-7555	—	体育室、会議室、和室他	386	426	206人	—	—	—	○	○
109	浅川市民センター	高尾町1652-1	666－4700	673-3881	—	体育室、会議室、和室他	320	531	257人	—	—	—	○	○
110	子安市民センター	子安町2-6-1	646－1220	649-4321	—	体育室、会議室、和室他	859	1,000	484人	—	○	○	○	○
111	由木中央市民センター	下柚木2-10-6	676－8123	682-3108	—	体育室、会議室、和室他	954	1,198	580人	—	○	○	○	○
112	由井市民センター	片倉町702-1	635－8028	638-8308	—	体育室、会議室、和室他	656	791	383人	—	○	△	○	○
113	元八王子市民センター	上壱分方町747-1	651－3960	659-0331	—	体育室、会議室、和室他	854	958	464人	—	○	○	○	○
114	由木東市民センター	鹿島111-1	675－5911	682-2553	—	体育室、会議室、和室他	887	1,080	523人	—	○	○	○	○
115	中野市民センター	中野町2726-7	627－6221	686-2810	—	体育室、会議室、和室他	841	975	472人	—	○	○	○	○
116	石川市民センター	石川町438	642－0220	649-5611	—	体育室、会議室、和室他	891	1,142	553人	—	○	○	○	○
117	恩方市民センター	西寺方町260-4	652－3333	659-2776	—	体育室、会議室、和室他	880	992	480人	—	○	△	○	○
118	台町市民センター	台町3-20-1	627－3808	686-3150	—	体育室、会議室、和室他	945	1,059	513人	—	○	○	○	○
119	南大沢市民センター	南大沢2-27 南大沢総合ｾﾝﾀｰ3F	679－2209	679－2209	—	体育室、会議室、和室他	914	942	456人	—	○	○	○	○

（令和４年７月27日現在）

	名　　称	所　在　地	電　話	F A X	屋外（校庭等）	屋内				指定緊急避難場所				指定避難所（屋内）
										地震（屋外）	風水害（屋内）			
												内訳		
					面積㎡	通常時		最大時（※1）	最大収容人数（※2）			洪水内水	土　砂	
						使用場所	面積㎡	面積㎡						
120	川口市民センター	川口町3838 川口やまゆり館内	654－0722	654-1410	—	体育室、会議室、和室他	937	1,047	507人	—	○	○	○	○
121	加住市民センター	加住町1-338	691－5215	696-3203	—	体育室、会議室、和室他	878	914	443人	—	○	△	○	○
122	横山南市民センター	椚田町137－3	666－0031	673-5651	—	体育室、会議室、和室他	860	948	459人	—	○	△	○	○
123	稲荷山行政資料保管等施設（旧稲荷山小学校）	寺田町1455－3	—	—	7,345	体育館	700	1,803	873人	一時	○	○	○	○
124	デジタルハリウッド大学	松が谷1	—	—	10,000	体育館	700	700	339人	一時	○	○	○	○
125	富士森体育館	台町2-3-7	625-2305	627-5935	—	主競技場、第二～四競技場、レクリエーションホール、会議室３	2,535	2,990	1,449人	—	○	△	○	○
126	夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町2030	652-3072	652-4155	2,270	夕やけホール	192	192	93人	一時	○	△	△	○
127	八王子桑志高等学校	千人町4－8－1	663－5970	663-5973	8,354	柔道場、剣道場	544	544	263人	一時	—	—	○	○
128	八王子拓真高等学校	台町3－25－1	622－7563	622-7564	15,155	格技室	585	585	283人	一時	○	○	○	○
129	南多摩中等教育学校	明神町4－20－1	642－2431	642-2195	7,357	体育館	1,344	1,344	651人	一時	○	△	○	○
130	富士森高等学校	長房町420-2	661－0444	662-9830	21,282	柔道場、剣道場、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ	1,131	1,131	548人	一時	—	—	○	○
131	片倉高等学校	片倉町1643	635－3621	635-0682	9,620	体育館（３F及び１F）	1,740	1,740	843人	一時	○	△	○	○
132	八王子東高等学校	高倉町68－1	644－6996	642-2641	7,108	体育館（３F及び１F）	1,567	1,567	759人	一時	○	○	○	○
133	八王子北高等学校	楢原町601	626－3787	627-0174	14,077	剣道場、柔道場	520	520	252人	一時	○	△	○	○
134	翔陽高等学校	館町1097－136	663－3318	663-3362	21,927	体育館（アリーナ、トレーニング室）	1,392	1,392	674人	一時	—	△	—	○
135	松が谷高等学校	松が谷1772	676－1231	675-1237	14,072	体育館（３F及び１F）	1,720	1,720	833人	一時	○	△	○	○
136	わくわくビレッジ	川町55	—	—	14,501	—	—	—	—	一時	—	—	—	—
137	浅川河川敷	（長沼橋付近～市立上壱分方小学校付近）	—	—	1,129,000	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
138	富士森公園	台町２－２	—	—	106,914	—	—	—	—	広域	—	—	—	—
139	陵南公園	長房町、東浅川町	—	—	59,533	—	—	—	—	広域	—	—	—	—

（令和４年７月27日現在）

No.	名称	所在地	電話	FAX	屋外（校庭等） 面積㎡	屋内 通常時 使用場所	屋内 通常時 面積㎡	屋内 最大時（※1） 面積㎡	屋内 最大収容人数（※2）	指定緊急避難場所 地震（屋外）	指定緊急避難場所 風水害（屋内）	風水害 内訳 洪水内水	風水害 内訳 土砂	指定避難所（屋内）
140	小宮公園	大谷町、暁町二丁目	－	－	251,719	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
141	清水公園	大目町	－	－	29,926	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
142	工学院大学	中野町2665-1	－	－	20,000	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
143	東京都立大学	南大沢１－１	－	－	430,000	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
144	中央大学	東中野742－１	－	－	488,096	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
145	東京工科大学	片倉町1404－１	－	－	348,972	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
146	東京薬科大学	堀之内1432－１	－	－	9,076	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
147	創価大学	丹木町１－236	－	－	192,000	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
148	拓殖大学	館町815－１	－	－	44,000	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
149	明星大学	日野市程久保２－１－１	－	－	9,200	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
150	共立女子学園	元八王子町１－710	－	－	21,000	－	－	－	－	広域	－	－	－	－
計					4,252,654㎡		118,748㎡	348,317㎡	168,818人	133施設	105施設			135施設

※1 屋内の最大収容面積には、学校の校舎等も含めた面積であるが、原則、事務室・校長室・応接室、職員室・保健室・準備室・作業室・倉庫等は除く

※2 収容人数は、面積×2人÷3.3㎡×0.8（通路等の係数）により算出

【記号の見方】

1 指定緊急避難場所

(1) 地震

「 一時 」･･･指定緊急避難場所（一時避難場所）

「 広域 」･･･指定緊急避難場所（広域避難場所）

「 ― 」･･･指定緊急避難場所ではない

(2) 風水害

「 ○ 」･･･指定緊急避難場所

「 ― 」･･･指定緊急避難場所ではない

ア 洪水・内水

「 ○ 」･･･体育館等が浸水想定（予想）区域に指定されていない

「 △ 」･･･体育館等が浅い浸水想定（予想）区域（0.1m～0.5m※）に指定されている。 ※一部例外あり

「 ― 」･･･体育館等が深い浸水想定（予想）区域（0.5m以上）に指定されているため、指定緊急避難場所として適当ではない

イ 土砂

「 ○ 」･･･体育館等が土砂災害警戒区域に指定されていない

「 △ 」･･･体育館等の一部に土砂災害警戒区域に指定されている

「 ― 」･･･体育館等が土砂災害警戒区域にあるため、指定緊急避難場所として適当ではない

2 指定避難所

「 ○ 」･･･指定避難所

「 ― 」･･･指定避難所ではない

※指定避難所には、指定緊急避難場所のように災害ごとの種別はないが、地震と風水害の複合災害等が発生する可能性もあるため、避難所を開設する際には指定緊急避難場所の災害種別にも十分に留

6.12 連絡先一覧

〔八王子市大代表：042-626-3111〕　　（令和4年（2022年）10月1日現在）

■災害対策担当部署

室・部・課 事務局名	災害対策 担当課	内線電話	直通電話	ＦＡＸ	所　在　地
生活安全部	防災課 [消防団事務局]	2263～8 （2266～8）	042-620-7207 7208	042-626-1271	〒192-8501 元本郷町3-24-1

■各部危機管理担当部署等

室・部・課 事務局名	危機管理 担当部署	内線電話	直通電話	ＦＡＸ	所　在　地
都市戦略部	秘書課	2013～4	042-620-7345	042-626-2663	〒192-8501 元本郷町3-24-1
デジタル推進室	（情報管理担当）	2073～4・2389	042-620-7444	042-627-5939	
未来デザイン室		2115～6・2124・2133	042-620-7307	042-627-5939	
総合経営部	経営改革課	2053～4・2063～5	042-620-7423	042-627-5939	
市民活動推進部	協働推進課	2973	042-620-7401	042-626-0253	
総務部	総務課	2203～5	042-620-7201	042-621-1298	
契約資産部	庁舎管理課	2326～8	042-620-7211	042-628-1400	
財政部	税制課	2513～4・2522・2549	042-620-7396	042-627-5918	
生活安全部	防犯課	2623～5	042-620-7395	042-620-7322	
市民部	市民生活課	2593、2603～4	042-620-7231	042-626-2381	
福祉部	福祉政策課	2803～5・2817	042-620-7240	042-628-2477	
健康医療部	健康医療政策課	3013～4	042-620-7292	042-621-0279	
	保健総務課	81511	042-645-5111	042-644-9100	〒192-0083 旭町13-18
子ども家庭部	子どものしあわせ課	2874～5、2834	042-620-7391	042-627-7776	〒192-8501 元本郷町3-24-1
産業振興部	産業政策課	2965～7	042-620-7252	042-627-5951	
環境部	環境政策課	3203～4	042-620-7384	042-626-4416	
資源循環部	ごみ減量対策課	3233～4 3245～6	042-620-7256 7383	042-626-4506	
水循環部	水環境整備課	3613～6	042-620-7291	042-626-3019	
都市計画部	都市総務課	3303～5	042-620-7258	042-627-5915	
拠点整備部	区画整理課	3703～4	042-620-7297	042-627-5931	
まちなみ整備部	住宅政策課	3406	042-620-7260	042-626-3616	
道路交通部	路政課	3503 3504～6 3507～8	042-620-7272 7390 7273	042-627-5925	
	補修センター	3569	042-625-3526	042-625-7193	〒192-0041 中野上町4-10-15
会計部	会計管理課	3906～7	042-620-7308	042-626-3231	〒192-8501 元本郷町3-24-1
学校教育部	教育総務課	4103～6	042-620-7323 7329	042-627-8811	
生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課	4303	042-620-7333 7334	042-626-8554	
選挙管理委員会事務局	選挙課	4003～8	042-620-7319	042-626-3275	
監査事務局		4023～4	042-620-7320		
議会事務局	庶務調査課	4513～5	042-620-7311	042-626-2458	

■事務所（事務所本部）

名　　称	電　話	FAX	所在地	
浅川事務所	042-661-1231	042-662-2933	〒193-0844	高尾町1652-1
横山事務所	042-661-1281	042-662-2962	〒193-0831	並木町15-15
館事務所	042-665-4511	042-662-2977	〒193-0944	館町156
由木事務所	042-676-8911	042-674-8688	〒192-0372	下柚木2-10-6
由木東事務所	042-675-5711	042-674-8115	〒192-0353	鹿島111－1
南大沢事務所	042-679-2207	042-679-2216	〒192-0364	南大沢2-27フレスコ南大沢1階
元八王子事務所	042-624-3278	042-627-5878	〒193-0816	大楽寺町419－1
恩方事務所	042-651-3200	042-652-0966	〒192-0154	下恩方町3395
川口事務所	042-654-4011	042-654-7229	〒193-0801	川口町908－1
加住事務所	042-691-2373	042-691-7677	〒192-0004	加住町1－170－2
北野事務所	042-645-8711	042-645-3213	〒192-0906	北野町549－5
由井事務所	042-635-3208	042-635-6909	〒192-0914	片倉町119－4
石川事務所	042-645-8721	042-642-2668	〒192-0032	石川町481
八王子駅南口総合事務所	042-620-1150	042-620-1151	〒192-0904	子安町4-7-1 サザンスカイタワー八王子4階

6.13 応急給水用及び初期消火用スタンドパイプ配備一覧

避難所における応急給水用等資器材について

災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、各避難所に応急給水用資器材を配備しました。

この応急給水用資器材を用いた応急給水所を災害時給水ステーション（避難所等）といい、避難所に設置された応急給水栓及び避難所付近のあらかじめ東京都が指定した消火栓等から給水を行えるようになっています。

※「応急給水用及び初期消火用スタンドパイプ配備一覧」は、現在、下表の「消火栓等」のような配備に変わっており、更に「応急給水栓」が追加されています。

種　類	応急給水栓	消火栓等
場　所	敷地内に設置されている応急給水栓	あらかじめ東京都が指定した消火栓等（敷地外） ※1
配　備　先	館小学校、南大沢市民センターを除く全避難所	全避難所
給水用資器材の保管	黄袋に入っており、各防災倉庫に保管	青袋に入っており、各防災倉庫に保管 （青袋が段ボールに梱包されているものもある）

※1　東京都が指定した消火栓は全ての避難所付近にはありませんが、資機材は全避難所に配備してあります。

6.14 給水拠点及び応急給水用配備資器材一覧

令和3年3月末現在

	施　設　名	所　在　地	確保水量（m3）	市備蓄配水容器（個）
1	鑓水給水所	鑓水401	1,660	1,800
2	西寺方給水所	西寺方町1006－167	1,660	1,200
3	狭間給水所	狭間町1994－478	5,000	2,100
4	犬目第二給水所	犬目町710	1,760	1,000
5	高月給水所	高月町2240	5,000	960
6	散田給水所	散田町2－6－1	6,660	1,000
7	東浅川給水所	東浅川町674	4,330	2,070
8	寺田配水所	寺田町1359－4	330	1,200
9	元八王子配水所	元八王子町3－2750－487	150	1,140
10	北野給水所	北野町595－3	5,280	1,000
11	南陽台配水所	南陽台3－5－1	330	1,200
12	楢原給水所	楢原町1294－3	13,330	1,000
13	暁町配水所	暁町3－3－1	830	1,680
14	久保山配水所	久保山町2－15－1	730	1,000
15	大船給水所	七国3－56－1	7,330	1,500
16	鑓水小山給水所	鑓水2－92	23,330	
17	南大沢給水所	南大沢4－1942	4,950	
18	都立陵南公園応急給水槽	長房町1572	1,500	2,580
19	椚田ポンプ所	椚田町545	440	
計			84,600	22,430

※ 施設の維持管理は東京都が行う。

6.15 マンホールトイレ整備施設一覧

令和3年4月1日現在

	施　設　名	所　在　地	種　類 （貯蓄型、流下型）	口　数 （マンホール）	仮設トイレ （マンホールトイレ用） の配備	仮設トイレ （マンホールトイレ用） 保管場所
1	由井第三小学校	小比企町1201	流下型	5	—	—
2	大和田小学校	大和田町4−19−1	流下型	5	5基	倉庫
3	横山第一小学校	館町74	流下型	5	—	—
4	長沼小学校	長沼町707−3	流下型	6	6基	倉庫
5	第二中学校	中野上町4−28−1	流下型	9	—	—
6	第五中学校	明神町4−19−1	流下型	11	—	—
7	第三小学校	寺町29−15	流下型	11	—	—
8	散田小学校	散田町5−23−1	流下型	6	—	—
9	加住小学校	加住町一丁目191番地	流下型	2	2基	倉庫
10	いずみの森義務教育学校	子安町二丁目18番1号	流下型	8	8基	1F階段下倉庫 2F階段下倉庫
11	由井第一小学校	打越町348−1	流下型	4	4基	倉庫
12	第六中学校	上野町97	流下型	5	5基	プール更衣室
13	打越中学校	打越町349−1	流下型	4	4基	倉庫
14	横山第二小学校	並木町26−1	流下型	4	4基	防災倉庫
15	第七中学校	散田町2−2−1	流下型	7	7基	体育館倉庫
16	みなみ野君田小学校	みなみ野4−3−1	流下型	5	5基	防災倉庫
17	七国小学校	七国5−27−1	流下型	5	5基	階段下
18	七国中学校	七国6−41−1	流下型	6	6基	ゴミ置き場内
19	由井中学校	片倉町553	流下型	4	4基	防災倉庫
20	由木中央小学校	下柚木25	流下型	6	6基	農機具倉庫
21	由木東小学校	東中野1347	流下型	3	3基	防災倉庫
22	下柚木小学校	下柚木3−9	流下型	4	4基	体育館内器具庫
23	愛宕小学校	上柚木3−20	流下型	4	4基	防災倉庫
24	上柚木中学校	上柚木3−17	流下型	5	5基	機械室
25	松木小学校	松木57−3	流下型	4	4基	防災倉庫
26	松木中学校	別所1−34−1	流下型	7	7基	機械室
27	長池小学校	別所1−55	流下型	4	4基	防災倉庫
28	鑓水小学校	鑓水2−74	流下型	4	4基	防災倉庫
29	鑓水中学校	鑓水2−67	流下型	6	6基	機械室
30	上柚木小学校	上柚木3−15	流下型	4	4基	機械室
31	第十小学校	大和田町7−5−1	流下型	4	4基	準備室
32	第一中学校	石川町2957−1	流下型	4	4基	体育館下倉庫
33	陶鎔小学校	犬目町56	流下型	4	4基	防災倉庫
34	みなみ野小学校	みなみ野6−14−1	流下型	5	5基	機械室
35	みなみ野中学校	みなみ野6−14−2	流下型	7	7基	電気室
36	浅川小学校	初沢町1335	流下型	4	4基	倉庫
37	第七小学校	台町4−2−1	流下型	6	6基	倉庫
38	長房中学校	長房中1041−1	流下型	4	4基	倉庫
39	元八王子中学校	大楽寺町415	流下型	5	5基	昇降口
40	元八王子東小学校	叶谷町1521	流下型	4	4基	倉庫
41	由木東市民センター	鹿島111−1	流下型	5	5基	防災倉庫
42	由井市民センター	片倉町702−1	流下型	3	3基	防災倉庫
43	石川市民センター	石川町438	流下型	5	5基	防災倉庫
44	台町市民センター	台町3−20−1	流下型	2	2基	防災倉庫
45	恩方市民センター	西寺方町260−4	流下型	4	4基	防災倉庫
計				229 口		

6.16 防災倉庫・備蓄品一覧

①防災倉庫　　（令和4年4月現在）

No.	施設名	所在地	開設年度	種別	床面積（㎡）	階
1	天神町防災倉庫	天神町23-2	54	独立	64	
2	長房町防災倉庫	長房町506-23	55	独立	64	
3	高倉町防災倉庫	高倉町20	56	独立	64	
4	川口町防災倉庫	川口町911	57	独立	64	
5	館町防災倉庫	館町142-2	58	独立	100	
6	宮下町防災倉庫	宮下町1-1	59	独立	100	
7	中野山王防災倉庫	中野山王2-28-23	60	独立	100	
8	下柚木防災倉庫	下柚木599	62	独立	120	
9	京王線高架下防災倉庫	打越町220-1	H6	独立	70	
10	中野上町防災倉庫	中野上町４丁目４７	H27	独立	120	
11	北野多目的広場防災倉庫	北野町595-4	H27	独立	98	
12	恩方事務所内防災倉庫	下恩方3395	H28	事務所内	－	1F
13	片倉つどいの森公園	片倉町3506	H21	独立	129.6	独立型
14	第一小学校	元横山町2-14-3	H6	校内	56	4F（分散）
15	第二小学校	八木町７－１	H9	校内	56	2F
16	第三小学校	寺町29-15	H11	外倉庫	36	体育倉庫併設
17	第四小学校	明神町2-15-1	H8	校内+独立	25	1F・外倉庫
18	第五小学校	千人町3－7－7	H12	校内	56	1F
19	いずみの森義務教育学校	子安町2-18-1	H3	校内	56	体育館内倉庫・体育倉庫併設
20	第七小学校	台町4-2-1	H18	外倉庫	52	体育倉庫併設
21	第八小学校	石川町2065	H9	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	56	2F
22	第九小学校	中野上町2-14-1	H1	校内	55	1F
23	第十小学校	大和田町7-5-1	63	校内	29	1F
24	中野北小学校	中野山王3-1-1	H15	校内	28	3F
25	清水小学校	中野山王3-25-1	H5	校内	63	4F
26	大和田小学校	大和田町4-19-1	H4	校内	63	4F
27	小宮小学校	小宮町1128-3	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
28	高倉小学校	高倉町67-2	H10	校内	64	3F
29	宇津木台小学校	久保山町2-18	H21	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
30	横山第一小学校	館町74	H9	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
31	横山第二小学校	並木町26-1	H10	校内	56	3F
32	散田小学校	散田町5-23-1	H3	校内	56	2F
33	長房小学校	長房町340-4	63	校内	56	3F
34	船田小学校	長房町1041-2	H2	校内	56	3F
35	館小中学校　本校舎	館町1097-15	H11	校内	63	1F(西側階段下)
36	山田小学校	山田町1553	H8	校内	56	4F

No.	施設名	所在地	開設年度	種別	床面積（㎡）	階
37	椚田小学校	椚田町571-2	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
38	緑が丘小学校	寺田町405－5	H12	校内	63	1F
39	稲荷山行政資料保管等施設	寺田町1455-3	H7	校内	56	4F
40	元八王子小学校	弐分方町761	63	校内	56	3F
41	元八王子東小学校	叶谷町1521	H5	校内	56	4F
42	上壱分方小学校	上壱分方町799-2	H10	校内	63	2F
43	城山小学校	元八王子町2-1767	H9	外倉庫	16	独立型
44	弐分方小学校	弐分方町520-1	H11	校内	64	2F
45	横川小学校	横川町305	H12	校内	64	4F
46	恩方第一小学校	下恩方町1369	H17	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	17	独立型（物置）
47	恩方第二小学校	上恩方町2193	H17	校内	23	体育館舞台下
48	元木小学校	下恩方町515-1	H9	校内	32	3F
49	川口小学校	川口町3675	H10	校内	56	2F
50	陶鎔小学校	犬目町56	H16	校内	28	1F
51	上川口小学校	上川町1099	H18	校内	32	3F
52	美山小学校	美山町1892	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
53	楢原小学校	楢原町1287-2	H2	校内	63	4F
54	松枝小学校	楢原町601-13	H24	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
55	加住小中学校　本校舎	加住町1－191	H12	校内	14	1F(機械室)
56	由井第一小学校	打越町348-1	H4	校内	72	1F
57	由井第二小学校	片倉町2180	H17	校内	32	3F
58	由井第三小学校	小比企町1201	H17	校内	32	3F
59	長沼小学校	長沼町707-3	H2	校内	56	3F
60	片倉台小学校	片倉町1318	H5	校内	63	2F
61	高嶺小学校	北野台4-21-1	H1	校内	63	1F
62	みなみ野小・中学校	みなみ野6-14-2	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
63	七国小・中学校	七国6-41-1	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
64	みなみ野君田小学校	みなみ野4-3-1	H19	外倉庫	32	体育倉庫併設
65	浅川小学校	初沢町1335	H1	校内	57	2F
66	東浅川小学校	東浅川町550-22	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
67	由木中央小学校	下柚木25	H8	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	64	2F
68	由木東小学校	東中野1347	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
69	由木西小学校	上柚木538-1	H18	校内	13	1F
70	鹿島小学校	鹿島13	H4	校内	63	2F
71	松が谷小学校	松が谷12	H8	校内	64	4F
72	中山小学校	中山1155	H11	校内	64	3F
73	柏木小学校	南大沢3-3	H17	校内	32	2F
74	宮上小学校	南大沢5－10	H12	校内	64	1F
75	南大沢小学校	南大沢4-18	H10	校内	64	3F

No.	施設名	所在地	開設年度	種別	床面積（㎡）	階
76	秋葉台小学校	別所2-5	H16	校内	23	体育館更衣室
77	別所小学校	別所2-44	H16	校内	64	4F
78	愛宕小学校	上柚木3-20	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
79	松木小学校	松木57-3	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
80	下柚木小学校	下柚木3-9	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
81	上柚木小学校	上柚木3-15	H16	校内	28	4F
82	長池小学校	別所1-55	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
83	鑓水小学校	鑓水2-74	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
84	高尾山学園（旧殿入）	館町1097-30	H3	校内	63	男女プール更衣室・男子プール便所
85	第一中学校	石川町2957-1	H14	校内	64	1F
86	第二中学校	中野上町4―28―1	H13	校内	63	体育館併設・3F
87	第四中学校	元本郷町2-21-1	H17	校内	17	1F北校舎階段下
88	第五中学校	明神町4-19-1	H17	外倉庫	32	体育倉庫併設
89	第六中学校	上野町97	H20	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
90	第七中学校	散田町2-2-1	H19	外倉庫	18	体育館併設
91	ひよどり山中学校	暁町3-1-1	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
92	甲ノ原中学校	中野町2639-2	H15	校内	36	1F（実質B1F）
93	石川中学校	久保山町2-55	H18	校内	20	1F
94	横山中学校	散田町5-22-36	H21	校内	23.92	体育倉庫併設
95	長房中学校	長房町1041-1	H14	校内	63	2F
96	館小中学校　分校舎	館町2786	H16	校内	63	1F
97	椚田中学校	椚田町172	H15	校内	32	4F
98	元八王子中学校	大楽寺町415	H13	校内	63	1F
99	四谷中学校	四谷町555	H14	校内	63	1F
100	横川中学校	横川町364	H18	校内	14	4F
101	城山中学校	川町792-2	H15	校内	32	1F
102	恩方中学校	上恩方町11	H17	校内+ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	11	第2校舎×2・独立型
103	川口中学校	川口町2555	H13	校内	63	1F
104	楢原中学校	楢原町1235	H17	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
105	加住小中学校　分校舎	宮下町108-7	H17	校内・ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	32	プレハブ・3F
106	由井中学校	片倉町553	H14	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
107	打越中学校	打越町349-1	H15	校内	32	1F
108	浅川中学校	初沢町1370	H17	校内	32	1F
109	陵南中学校	東浅川町553-9	H18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
110	由木中学校	下柚木2-34-2	H17	校内	32	2F
111	松が谷中学校	松が谷23	H13	校内	64	4F
112	中山中学校	中山1158	H13	校内	63	1F
113	南大沢中学校	南大沢3-7	H14	校内	63	4F
114	宮上中学校	南大沢5-5	H16	校内	28	3F
115	別所中学校	別所2-28	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型

No.	施設名	所在地	開設年度	種別	床面積（㎡）	階
116	上柚木中学校	上柚木3-17	H18	校内	64	3F
117	松木中学校	別所1-34-1	H19	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	18	独立型
118	鑓水中学校	鑓水2-67	H16	校内	33	1F
119	台町市民センター	台町3-20-1	H8	ｾﾝﾀｰ	22	1F
120	中野市民センター	中野町2726-7	H13	ｾﾝﾀｰ	38	1F
121	浅川市民センター	高尾町1652-1	H14	ｾﾝﾀｰ	16	1F
122	南大沢市民センター	南大沢2-27	H8	ｾﾝﾀｰ	22	3F
123	由木東市民センター	鹿島111-1	H1	ｾﾝﾀｰ	40	1F
124	横山南市民センター	椚田町137-3	H15	ｾﾝﾀｰ	15	1F
125	元八王子市民センター	上壱分方町747-1	63	ｾﾝﾀｰ	42	1F
126	恩方市民センター	西寺方町260-4	H7	ｾﾝﾀｰ	22	1F
127	川口市民センター	川口町3838	H9	ｾﾝﾀｰ	19	1F
128	加住市民センター	加住町1－338	H14	ｾﾝﾀｰ	20	1F
129	石川市民センター	石川町438	H5	ｾﾝﾀｰ	37	1F
130	由井市民センター	片倉町702-1	H23	ｾﾝﾀｰ	8.1	1F
131	由木中央市民センター	下柚木2-10-6	H24	ｾﾝﾀｰ	9.2	1F
132	大和田市民センター	大和田町5-9-1	H24	ｾﾝﾀｰ	13.5	1F
133	長房市民センター	長房町506-23	H24	独立	18	独立型
134	子安市民センター	子安町2-6-1	H24	独立	18	独立型
135	富士森体育館	台町2-3-7	H27	施設内	40	B1F
136	デジタルハリウッド大学	松が谷1	H24	校内	30	1F
137	夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町2030	H27	施設内	9.8	1F
138	道の駅「八王子滝山」	滝山町1-592-2	H19	独立	18	独立型
139	八王子城跡ガイダンス施設	元八王子町3-2664-2	H26	施設内	15	1Ｆ・独立型
140	総合体育館	狭間町1453-1	H26	施設内	100	1Ｆ
141	八王子駅北口地下駐車場	旭町1	H26	施設内	50	B1F
142	高尾599ミュージアム	高尾町2435番3	H27	施設内	14.4	1F
143	東浅川保健福祉センター	東浅川町551-1	H27	施設内	40	4F
144	南大沢文化会館	南大沢2-27	H29	施設内	－	B1
					144か所　6041.52	

②備蓄品

令和３年 10 月１日現在

品名		数量	品名		数量
乾ﾊﾟﾝ	128or60 食/箱	310,800 食	災害用ｺﾝﾛｾｯﾄ	本体	708 台
ｱﾙﾌｧ米(白飯)	50 食/箱	169,300 食		薪(3kg)	325 箱
ビスケット	100or70 食/箱	77,130 食		やかん(4L)	258 個
ミネラルウォーター	12 ﾘｯﾄﾙ/箱	158,292 ﾘｯﾄﾙ	卓上ｺﾝﾛ		1,032 台
毛布	10 枚/箱	89,635 枚	軍手		10,788 双
ｱﾙﾐﾌﾞﾗﾝｹｯﾄ（一時滞在施設用）	200or300 枚/箱	36,692 枚	のこぎり		730 本
ｱﾙﾐﾌﾞﾗﾝｹｯﾄ（避難所用）	120 枚/箱	93,000 枚	金てこ		675 本
ｺﾞｻﾞ	35 枚/箱	9,369 枚	スコップ（剣）または		1,783 丁
または フロアーマット	50 枚/箱	111,393 枚	スコップ（角）		408 丁
簡易間仕切り（ファミリールーム）		681 個	発電機		239 台
簡易更衣室（プライベートルーム）		653 個	ロープ 50 ﾒｰﾄﾙ		710 巻
簡易型避難用テント		450 張	ろ水機		126 基
筆談用ホワイトボード		143 枚	ポリタンク		9,809 個
タオル		118,370 枚	非常用飲料水袋(6 ﾘｯﾄﾙ）または		35,490 枚
石けん		49,992 個	飲料水袋ﾎﾟﾘ容器(5 ﾘｯﾄﾙ）		240 枚
ガソリン携行缶		175 個	ｽﾄｰﾌﾞ		692 台
三角巾		31,150 枚	仮設ﾄｲﾚ(一般）または		410 基
キャリーフ		1,715 個	仮設ﾄｲﾚ(車椅子対応)		171 基
ゼッケン		2,500 枚	トイレ処理袋（200 袋/箱）		3,139 箱
トイレットペーパー（※50m1巻で換算）		56,780 巻	ランタン		1,985 個
下着セット		7,079 個	テント		24 張
生理用品	大 42/袋	2,860 袋	害虫対策用ネット（4 巻/箱）		135 箱
	小 20/袋	1,236 袋	災害用ウェットタオル（200 個/箱）		246 箱
	新 30 袋/箱	174 箱	台車		137 台
エアーマット	20 枚/箱	3,020 枚	逸走犬用ケージ		410 セット
避難所用扇風機セット		242 セット	災害対策用シリコンコップ（12 個/箱）		685 箱
ガソリン缶	4ﾘｯﾄﾙ/箱	165 箱	エンジンオイル	1ﾘｯﾄﾙ/缶	198 缶

品名			数量	品名		数量
応急給水・消火セット （消火栓・青袋）			138 セット	ソーラーパネル付蓄電池セット		45 セット
応急給水セット （給水栓・黄袋）			134 セット	風水害対策用ミネラルウォーター	12 ﾘｯﾄﾙ/箱	3,626 ﾘｯﾄﾙ
風水害対策用 ｱﾙﾌｧ米 （五目・わかめ）		各 50 食/箱	2,790 食	風水害対応用 缶詰入りパン	24 食/箱	1,032 食
風水害対応用 クラッカー		各 70 食/箱	3,010 食	避難所初動対応セット		137 セット
新型コロナウイス感染症対策資機材	フェイス シールド	2 箱/ 100 人分	300 箱	風水害時初動対応セット		43 セット
	ハンドジェル	1 個/ 400ml	197 個	簡易ベッド		135 個
	ビニール 手袋	1 箱/ 100 枚	154 箱	車椅子		141 台
	非接触式電子温度計		490 個	車椅子用スロープ		53 台
	防護衣（レインコート）		344 枚	歯ブラシ	1 箱/150 本 （子供用 15 本、大人用 135 本）	20,250 本
	アルコール 消毒液	1 個/1L	48 個	備蓄用 電池	1 箱/5 パック 1 パック/6 本	2,580 本

6.17 特設公衆電話設置場所一覧

（令和4年3月末現在）

	施設名	利用場所（回線設置場所）	設置台数	専用受話器	のぼり旗等
1	第一小学校	体育館入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
2	第二小学校	2F内側体育館入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
3	第三小学校	体育館入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
4	第四小学校	体育館入口内側右	5台	用務員室	用務員室
5	第五小学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
6	いずみの森義務教育学校	第一体育館入口前廊下の壁	10台	防災倉庫	防災倉庫
7	第七小学校	体育館入口外側左	5台	事務室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
8	第八小学校	体育館入口左側壁	5台	防災倉庫	防災倉庫
9	第十小学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
10	大和田小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
11	小宮小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
12	横山第二小学校	体育館入口外側左	5台	体育館 舞台下	体育館舞台下
13	散田小学校	体育館入口内側右	5台	ﾌﾟｰﾙ併設 防災倉庫	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
14	山田小学校	体育館入口内側左	5台	用務員室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
15	椚田小学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
16	由井第一小学校	体育館西側入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
17	由井第二小学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
18	長沼小学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
19	片倉台小学校	体育館入口内側右	5台	―	―
20	みなみ野小学校（みなみ野小中学校）	体育館入口外	5台	事務室物品庫	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
21	みなみ野君田小学校	昇降口外側右奥の壁	5台	事務室	事務室
22	七国小学校	昇降口手前	5台	会議室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
23	浅川小学校	体育館入口内側左	5台	体育館	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
24	東浅川小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
25	柏木小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
26	南大沢小学校	体育館入口内側正面	5台	体育館 放送室	体育館放送室
27	宮上小学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
28	秋葉台小学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
29	松木小学校	体育館入口内側左	5台	体育館前 倉庫	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫

	施設名	利用場所（回線設置場所）	設置台数	専用受話器	のぼり旗等
30	下柚木小学校	体育館入口内側左	5台	事務室	事務室
31	第一中学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
32	第五中学校	昇降口右奥	5台	防災倉庫	防災倉庫
33	第六中学校	体育館入口内側左	5台	応接室	応接室
34	横山中学校	体育館入口手前	5台	防災倉庫	防災倉庫
35	由井中学校	体育館入口外側左	5台	1F用務室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
36	打越中学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
37	七国中学校	体育館入口外側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
38	浅川中学校	体育館入口内側左	5台	主事室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
39	陵南中学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
40	南大沢中学校	体育館入口内側右	5台	防災倉庫	防災倉庫
41	宮上中学校	体育館入口内側左	5台	防災倉庫	防災倉庫
42	別所中学校	体育館入口内側左	5台	用務員室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ無
43	子安市民センター	入口入って正面壁	5台	事務室奥 休憩室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
44	台町市民センター	入口	5台	1F更衣室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
45	大和田市民センター	入口入って左側壁	5台	1F倉庫2	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
46	浅川市民センター	センター側入口	5台	防災倉庫	防災倉庫
47	由木中央市民センター	入口右側壁	5台	防災倉庫	防災倉庫
48	長房市民センター	入口	5台	事務室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
49	由井市民センター	入口内側壁	5台	防災倉庫	防災倉庫
50	石川市民センター	玄関ホール入口左側	5台	事務室	旗：受話器ケース内 ﾎﾟｰﾙ・土台：防災倉庫
51	富士森体育館	正面入口左	5台	―	―

※専用受話器及びのぼり旗等の保管場所は防災課が把握している内容でありますが、その場所から移動されている場合もあります。

※専用受話器が未配備の施設については、その施設で使用している受話器を活用することになります。

※「NTT 東日本」ホームページより抜粋し、一部改編

6.18 避難所への動物の同行避難への対応について

避難所への動物の同行避難への対応について（施設管理者の方へ）

1　避難所での動物の飼育場所の設定

避難住民への危害防止等の観点から、人と動物の生活空間を完全に分離することが望ましいです。

避難所全体の配置を考慮して、設置してください。

（1）設営

ア　区画（エリア含む）を設置し、飼育場所を明示しましょう。

イ　ケージの置き場所、大型犬の場合はけい留する支柱を指定しましょう。

ウ　トイレの場所を決めましょう。排泄物については、飼い主に責任を持って始末するよう周知しましょう。

エ　屋外に設置した場合は、ブルーシート等により雨よけを作りましょう。

（2）飼育場所及び周囲の環境維持（保清、汚染等の処理）

犬の飼育ケージ等の管理は、原則として飼い主が責任を持って管理しますが、施設管理者も必要に応じて、飼育場所や施設等の清掃及び消毒等を行ってください。

2　資材及び人員の受入れ等

避難所における動物の飼育状況等を把握しペット飼育者名簿を作成し、支援要請を行うとともに、提供された資材、派遣された人員等の受入窓口としての調整をしてください。

ペット飼育者名簿送付及び支援要請先：健康医療部生活衛生課

TEL：645-5113　FAX：644-9100

3　避難住民への周知事項

（1）飼育動物の管理の実施及び危害発生予防（他の避難住民への配慮）

ア　他の避難住民に迷惑の掛からないよう、動物は指定場所等で飼育するよう呼び掛けてください。

イ　飼い主に責任を持って以下の事を行なうよう周知してください。

(ｱ)　動物は決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。

(ｲ)　動物を人の避難部屋に入れないでください。

(ｳ)　決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後片付けましょう。

(ｴ)　動物の体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

(ｵ)　決められた場所で排泄させ、排泄物は必ず後始末をしましょう。

(ｶ)　散歩等の運動は決められた場所でさせましょう。

(ｷ)　動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、施設管理者に相談してください。

（2）管理者指定事項の遵守

避難所の管理者、責任者からの張り紙、リーフレット等により指示事項を励行するよう周知徹底しましょう。

（3）飼育場所及び施設の自主管理

飼育者が相互に協力して飼育場所、施設等の適正な管理運営を行うよう呼び掛けましょう。また、飼い主不明の動物が避難所にいる場合は協力して管理しましょう。

～ペットも災害を生き延びた命です。避難所の責任者は、避難者が互いに助け合いの気持ちを持って共同生活をするよう呼びかけましょう～

6.19 避難所における飼育のルール

避難所における飼育のルール
（飼い主のみなさんへ）

避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。
飼育場所の管理は飼い主同士が協力し、責任をもって行いましょう。

１　動物は決められた場所で、ケージ（オリ）に入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。

ケージ（オリ）の置き場所・つなぎとめる場所は、施設管理者の指示に従ってください。

２　動物を避難部屋に入れないでください。

３　動物の飼育に当たっては、定時の給餌・後片付けを徹底し、動物の体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

４　排泄は、施設管理者に指定された場所でさせ、後始末をしましょう。散歩等の運動も施設管理者に指定された場所でさせましょう。

５　避難所では動物もストレスを感じますので、逃がさないように注意しましょう。

６　動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、施設管理者に相談してください。

７　飼い主不明の動物が避難所にいる場合は協力して管理しましょう。

6.20 外国人対応マニュアル（避難所用）

令和4年4月現在

八王子市で暮らす外国人には、簡単な日本語であれば会話ができる人もたくさんいます。
外国人避難者への対応では、やさしい日本語、コミュニケーション支援ボード（全避難所に配備済）、自動翻訳等の活用にも努めてください。

【やさしい日本語】
難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと
高台に避難　⇒　高いところに逃げて

多言語音声翻訳アプリ
「VoiceTra」

外国語対応が必要な場合は、以下のとおり対応願います。

外国語対応が必要な場合

（１）　外国人の出身国、使用言語を確認する

↓

コミュニケーション支援ボードを活用し、外国人の出身国、言語などを確認する。

（２）　避難所内で通訳ができる人を探す

↓

通訳できる人がいた場合は協力いただきながら対応してください。

通訳できる人がいなかった場合

↓

（３）　外国語対応を要請する

↓

外国人支援センター（多文化共生推進課）に連絡する。
通訳を必要とする避難者の情報（人数、言語、出身国など）を伝えてください。

（４）　外国人支援センターによる外国語対応

次の何れかの方法で支援します。
① 外国語ができる職員の派遣
② テレビ電話通訳タブレットの貸与
③ 八王子国際協会語学ボランティアの派遣（発災後72時間以降）
※市内の状況によっては、すぐに対応できない場合もあります。

外国人支援センター（多文化共生推進課執務室）
電　　話：042-620-7437
F　A　X：042-626-0253
E - m a i l：b051400@city.hachioji.tokyo.jp
地域防災無線：603

6.21 災害用伝言ダイヤル

利用にあたっての事前契約は一切不要である。
提供開始、録音件数、提供条件についてはＮＴＴで決定し、ラジオ・テレビ等で知らせる。
伝言の録音または再生する際の通話料は、利用者負担となる。

伝言の録音方法
①「１７１」にダイヤルする。 ↓ ガイダンスが流れる ②「1」をダイヤルする。（暗証番号を利用する場合は「3」をダイヤルする。） ↓ ガイダンスが流れる ③ 市外局番から、ダイヤルする。（×××）×××－×××× ↓ 被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルする。 ④ 録音（３０秒以内）

※伝言は、被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができる。
※聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要がある。

伝言の再生方法
①「１７１」にダイヤルする。 ↓ ガイダンスが流れる ②「2」をダイヤルする。（暗証番号を利用する場合は「4」をダイヤルする。） ↓ ガイダンスが流れる ③ 市外局番から、ダイヤルする。 （×××）×××－×××× ↓ 被災地内の方も、被災地以外の方も、被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルする。 ④ 再生（３０秒以内）（伝言を追加して録音するときは、「３＃」をダイヤルする。）

6.22 災害用伝言板（web171）

利用にあたっての事前契約は一切不要である。
提供開始、登録件数、提供条件についてはＮＴＴで決定し、ラジオ・テレビ等で知らせる。
インターネットへ接続できるパソコンまたは、携帯電話等でも利用できる。
安否情報の登録、確認等に伴うサービス利用料は無料であるが、インターネット接続費用やプロバイダ利用料および、ダイヤルアップ接続の通信料等は利用者負担となる。

伝言の登録方法
① https://www.web171.jp　へアクセスする。 ↓ TOP画面へ ② 伝言を登録したい※電話番号を入力して、「伝言を登録する」をクリックする。 ↓ （※電話番号は数字のみ、「－」なしで入力） ↓ 伝言登録画面へ ③ ひらがな氏名、安否、伝言を入力して、「伝言を登録する」をクリックする。

伝言の確認方法
① https://www.web171.jp　へアクセスする。 ↓ TOP画面へ ② 伝言を確認したい電話番号を入力して、「伝言を確認する」をクリックする。 ↓ 伝言確認画面へ ③ 伝言の内容を確認する。

6.23 八王子市デジタル式地域防災無線局一覧

＜電話のかけかた＞

１．無線局から他の無線局にかける場合は、呼出番号（３ケタ※）を入力。
　　※「夕やけ小やけふれあいの里」局にかける場合は、呼出番号「０１０＊４２４」（７ケタ）を入力。
２．無線局から市役所内線にかける場合は、＊に続いて内線番号を入力。
３．市役所内線から無線局にかける場合は、８０に続いて呼出番号（３ケタ※）を入力。
　　※　「夕やけ小やけふれあいの里」局にかける場合は、呼出番号「０１０４２４」（６ケタ）を入力。
４．携帯局から写真を統制局（市役所）に送る場合は、呼出番号００１を入力。

呼出番号	設置場所名	住所
統制局設備		
100	生活安全部　防災課　無線室	元本郷町３－２４－１
101	生活安全部　防災課　災害対策本部スペース	元本郷町３－２４－１
庁舎内遠隔制御装置		
200	生活安全部　防災課	元本郷町３－２４－１
201	生活安全部　防災課　災害対策本部スペース	元本郷町３－２４－１
202	医療保険部　地域医療政策課	元本郷町３－２４－１
211	市民部　市民生活課	元本郷町３－２４－１
212	福祉部　福祉政策課	元本郷町３－２４－１
214	財政部　資産税課	元本郷町３－２４－１
215	都市戦略部　都市戦略課	元本郷町３－２４－１
216	議会事務局　庶務調査課	元本郷町３－２４－１
217	都市戦略部　広報課プロモーション課	元本郷町３－２４－１
218	まちなみ整備部　住宅政策課	元本郷町３－２４－１
219	道路交通部　路政課	元本郷町３－２４－１
220	学校教育部　教育総務課	元本郷町３－２４－１
221	総務部　統計調査課	元本郷町３－２４－１
222	守衛室	元本郷町３－２４－１

半固定局　事務所		
301	浅川事務所	高尾町１６５２－１
302	横山事務所	並木町１５－１５
303	館事務所	館町１５６
304	由木事務所	下柚木２－１０－６
305	由木東事務所	鹿島１１１－１
306	南大沢事務所	南大沢２－２７　フレスコ南大沢１階
307	元八王子事務所	大楽寺町４１９－１
308	恩方事務所	下恩方町３３９５
309	川口事務所	川口町９０８－１
310	加住事務所	加住町１－１７０－２
311	北野事務所	北野町５４９－５
312	由井事務所	片倉町１１９－４
313	石川事務所	石川町４８１
314	八王子駅南口総合事務所	子安町４－７－１　サザンスカイタワー八王子４階
315	八王子駅南口総合事務所２	子安町４－７－１　サザンスカイタワー八王子４階
半固定局　市民センター等		
603	協働推進課	元本郷町３－２４－１
321	大和田市民センター	大和田町５－９－１
322	長房市民センター	長房町５０６－２
323	子安市民センター	子安町２－６－１
324	由井市民センター	片倉町７０２－１
325	北野市民センター	北野町５４５－３　きたのタウンビル７・８階
326	元八王子市民センター	上壱分方町７４７－１

呼出番号	設置場所名	住所
327	中野市民センター	中野町２７２６－７
328	石川市民センター	石川町４３８
329	恩方市民センター	西寺方町２６０－４
330	台町市民センター	台町３－２０－１
331	南大沢市民センター	南大沢２－２７　南大沢総合センター３階
332	川口市民センター	川口町３８３８
333	加住市民センター	加住町１－３３８
334	横山南市民センター	椚田町１３７－３
半固定局　市出先機関		
401	芸術文化会館（いちょうホール）	本町２４－１
402	消費生活センター	東町５－６　クリエイトホール地下１階
403	斎場事務所	山田町１６８１－２
404	八王子市保健所	旭町１３－１８
156	大横保健福祉センター	大横町１１－３５
405	東浅川保健福祉センター	東浅川町５５１－１
406	戸吹清掃事業所	戸吹町１９１６
407	館清掃事業所	館町２７００
408	南大沢清掃事業所	南大沢３－２０
415	戸吹清掃工場	戸吹町１９１６
416	戸吹不燃物処理センター	戸吹町１９１６
409	北野清掃工場	北野町５９６－３
418	北野衛生処理センター（水再生課）	北野町５９６－３
419	北野ポンプ場	北野町５９６－３

呼出番号	設置場所名	住所
410	補修センター	中野上町４－１０－１５
411	富士森体育館	台町２－３－７
412	甲の原体育館	中野町２７２６－８
413	こども科学館（コニカミノルタサイエンスドーム）	大横町９－１３
420	教育センター	散田町２－３７－１
421	中央図書館	千人町３－３－６
422	生涯学習センター（学習支援課）	東町５－６　クリエイトホール４～１１階
423	学園都市文化ふれあい財団（コミュニティ振興課）	本町２－５　ベルハンドビル３階
150	八王子国際協会	旭町９－１　八王子スクエアビル１１階
※1頁参照	夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町２０３０
425	道の駅八王子滝山	滝山町１－５９２－２
426	八王子駅北口地下駐車場管理センター	旭町１－Ｂ１
427	総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	狭間町１４５３－１
428	楢原斎場	楢原町１５７８－５
429	高尾５９９ミュージアム	高尾町２４３５－３
430	八王子城跡ガイダンス施設	元八王子町３－２６６４－２
431	あったかホール	北野町５９６－３
半固定局　小学校等		
501	第一小学校	元横山町２－１４－３
502	第二小学校	八木町７－１
503	第三小学校	寺町２９－１５
504	第四小学校	明神町２－１５－１
505	第五小学校	千人町３－７－７

呼出番号	設置場所名	住所
506	いずみの森義務教育学校	子安町２－１８－１
507	第七小学校	台町４－２－１
508	第八小学校	石川町２０６５
509	第九小学校	中野上町２－１４－１
510	第十小学校	大和田町７－５－１
511	中野北小学校	中野山王３－１－１
512	清水小学校	中野山王３－２５－1
513	大和田小学校	大和田町４－１９－１
514	小宮小学校	小宮町１１２８－３
515	高倉小学校	高倉町６７－２
516	宇津木台小学校	久保山町２－１８
517	横山第一小学校	館町７４
518	横山第二小学校	並木町２６－１
519	散田小学校	散田町５－２３－１
520	長房小学校	長房町３４０－４
521	船田小学校	長房町１０４１－２
522	館小中学校　本校舎	館町１０９７－１５
523	山田小学校	山田町１５５３
524	椚田小学校	椚田町５７１－２
525	緑が丘小学校	寺田町４０５－５
526	元八王子小学校	弐分方町７６１
527	元八王子東小学校	叶谷町１５２１
528	上壱分方小学校	上壱分方町７９９－２

呼出番号	設置場所名	住所
529	城山小学校	元八王子町２－１７６７
530	弐分方小学校	弐分方町５２０－１
531	横川小学校	横川町３０５
532	恩方第一小学校	下恩方町１３６９
533	恩方第二小学校	上恩方町２１９３
534	元木小学校	下恩方町５１５－１
535	川口小学校	川口町３６７５
536	陶鎔小学校	犬目町５６
537	上川口小学校	上川町１０９９
538	美山小学校	美山町１８９２
539	楢原小学校	楢原町１２８７－２
540	松枝小学校	楢原町６０１－１３
541	加住小中学校　本校舎	加住町１－１９１
542	由井第一小学校	打越町３４８－１
543	由井第二小学校	片倉町２１８０
544	由井第三小学校	小比企町１２０１
545	長沼小学校	長沼町７０７－３
546	片倉台小学校	片倉町１３１８
547	高嶺小学校	北野台４－２１－１
548	みなみ野小中学校	みなみ野６－１４－１
549	七国小学校	七国５－２７－１
550	みなみ野君田小学校	みなみ野４－３－１
551	浅川小学校	初沢町１３３５

呼出番号	設置場所名	住所
552	東浅川小学校	東浅川町５５０－２２
553	由木中央小学校	下柚木２５
554	由木東小学校	東中野１３４７
555	由木西小学校	上柚木５３８－１
556	鹿島小学校	鹿島１３
557	松が谷小学校	松が谷１２
558	中山小学校	中山１１５５
559	柏木小学校	南大沢３－３
560	南大沢小学校	南大沢４－１８
561	宮上小学校	南大沢５－１０
562	秋葉台小学校	別所２－５
563	別所小学校	別所２－４４
564	愛宕小学校	上柚木３－２０
565	松木小学校	松木５７－３
566	下柚木小学校	下柚木３－９
567	上柚木小学校	上柚木３－１５
568	鑓水小学校	鑓水２－７４
569	長池小学校	別所１－５５
570	高尾山学園	館町１０９７－３０
571	稲荷山行政資料保管等施設（旧稲荷山小学校）	寺田町１４５５－３
572	デジタルハリウッド大学（旧三本松小学校）	松が谷１
半固定局　中学校		
601	第一中学校	石川町２９５７－１

呼出番号	設置場所名	住所
602	第二中学校	中野上町４－２８－１
604	第四中学校	元本郷町２－２１－１
605	第五中学校	明神町４－１９－１
606	第六中学校	上野町９７
607	第七中学校	散田町２－２－１
608	ひよどり山中学校	暁町３－１－１
609	甲ノ原中学校	中野町２６３９－２
610	石川中学校	久保山町２－５５
611	横山中学校	散田町５－２２－３６
612	長房中学校	長房町１０４１－１
613	館小中学校　分校舎	館町２７８６
614	椚田中学校	椚田町１７２
615	元八王子中学校	大楽寺町４１５
616	四谷中学校	四谷町５５５
617	横川中学校	横川町３６４
618	城山中学校	川町７９２－２
619	恩方中学校	上恩方町１１
620	川口中学校	川口町２５５５
621	楢原中学校	楢原町１２３５
622	加住小中学校　分校舎	宮下町１０８－７
623	由井中学校	片倉町５５３
624	打越中学校	打越町３４９－１
625	七国中学校	七国６－４１－１

呼出番号	設置場所名	住所
626	浅川中学校	初沢町１３７０
627	陵南中学校	東浅川町５５３－９
628	由木中学校	下柚木２－３４－２
629	松が谷中学校	松が谷２３
630	中山中学校	中山１１５８－１
631	南大沢中学校	南大沢３－７
632	宮上中学校	南大沢５－５
633	別所中学校	別所２－２８
634	上柚木中学校	上柚木３－１７
635	松木中学校	別所１－３４－１
636	鑓水中学校	鑓水２－６７
半固定局　都立高等学校等		
701	都立八王子桑志高等学校	千人町４－８－１
702	都立拓真高等学校	台町３－２５－１
703	都立南多摩中等教育学校	明神町４－２０－１
704	都立富士森高等学校	長房町４２０－２
705	都立片倉高等学校	片倉町１６４３
706	都立八王子東高等学校	高倉町６８－１
707	都立八王子北高等学校	楢原町６０１
708	都立松が谷高等学校	松が谷１７７２
709	都立翔陽高等学校	館町１０９７－１３６
半固定局　防災関連機関		
110	八王子警察署	元本郷町３－１９－１

呼出番号	設置場所名	住所
111	高尾警察署	東浅川町２３－３４
112	南大沢警察署	南大沢１－８－３
113	警視庁第九方面本部	大横町１４－２０
119	東京消防庁第九消防方面本部	石川町２０９９－２
120	八王子消防署	上野町３３
131	国土交通省　相武国道事務所	大和田町４－３－１３
132	東京都　南多摩西部建設事務所	明神町３－１９－２
133	東京電力パワーグリッド（株）多摩総支社	八日町８－１
134	東京ガス（株）東京西支店	立川市曙町３－６－１３
135	中日本高速道路（株）八王子保全・サービスセンター	宇津木町２８７－１
136	東日本旅客鉄道（株）　八王子駅	旭町１－１
137	京王電鉄（株）　京王八王子駅	明神町３－２７－１
138	京王電鉄バス（株）　八王子営業所	長沼町１３０４－３
139	西東京バス（株）	明神町３－１－７
140	東京都トラック協会　多摩支部	台町３－２７－１９
141	八王子市医師会	本町１３－２
142	日本郵便（株）　八王子郵便局	大和田町７－２１－１
143	（株）ＮＴＴ東日本－南関東　東京事業部	明神町１－４－１　ＮＴＴ新明神町ビル１Ｆ
145	八王子市農業協同組合本店	椚田町５８５－８
146	八王子商工会議所	大横町１１－１
147	八王子市建設業協会	明神町１－１０－１４
148	八王子交通安全協会	元本郷町３－１８－１
151	東京医科大学八王子医療センター	館町１１６３

呼出番号	設置場所名	住所
152	東海大学八王子病院	石川町１８３８
153	仁和会総合病院	明神町４－８－１
154	陵北病院	西寺方町３１５
155	八王子山王病院	中野山王２－１５－１６
157	南多摩病院	散田町３－１０－１
158	清智会記念病院	子安町３－２４－１５
159	高月整形外科病院	高月町３６０
160	緊急救命東京研究所	南大沢４－５
161	野猿峠脳神経外科病院	下柚木１９７４－１
162	北原国際病院	大和田町１－７－２３
163	東京天使病院	上壱分方町５０－１
164	右田病院	暁町１－４８－１８
165	みなみ野循環器病院	兵衛１－２５－１
166	永生病院	椚田町５８３－１５
170	東京都水道局多摩水道改革推進本部八王子給水事務所	元本郷町４－１９－１
710	高尾の森わくわくビレッジ	川町５５
携帯局		
801	防災課	元本郷町３－２４－１
802	防災課	元本郷町３－２４－１
803	防災課	元本郷町３－２４－１
804	防災課	元本郷町３－２４－１
805	防災課	元本郷町３－２４－１
806	防災課	元本郷町３－２４－１

呼出番号	設置場所名	住所
807	防災課	元本郷町３－２４－１
808	防災課	元本郷町３－２４－１
809	防災課	元本郷町３－２４－１
810	防災課	元本郷町３－２４－１
811	防災課	元本郷町３－２４－１
812	防災課	元本郷町３－２４－１
813	防災課	元本郷町３－２４－１
814	防災課	元本郷町３－２４－１
815	防災課	元本郷町３－２４－１
816	防災課	元本郷町３－２４－１
817	防災課	元本郷町３－２４－１
818	防災課	元本郷町３－２４－１
819	防災課	元本郷町３－２４－１
820	防災課	元本郷町３－２４－１
821	防災課	元本郷町３－２４－１
822	防災課	元本郷町３－２４－１
823	防災課	元本郷町３－２４－１
824	防災課	元本郷町３－２４－１
825	防災課	元本郷町３－２４－１
826	防災課	元本郷町３－２４－１
827	防災課	元本郷町３－２４－１
828	防災課	元本郷町３－２４－１
829	防災課	元本郷町３－２４－１

呼出番号	設置場所名	住所
830	防災課	元本郷町３－２４－１
831	防災課	元本郷町３－２４－１
832	防災課	元本郷町３－２４－１
833	防災課	元本郷町３－２４－１
834	防災課	元本郷町３－２４－１
835	防災課	元本郷町３－２４－１
836	防災課	元本郷町３－２４－１
837	防災課	元本郷町３－２４－１
838	防災課	元本郷町３－２４－１
839	防災課	元本郷町３－２４－１
840	防災課	元本郷町３－２４－１
841	防災課	元本郷町３－２４－１
842	防災課	元本郷町３－２４－１
843	防災課	元本郷町３－２４－１
844	防災課	元本郷町３－２４－１
845	防災課	元本郷町３－２４－１
846	防災課	元本郷町３－２４－１
847	防災課	元本郷町３－２４－１
848	防災課	元本郷町３－２４－１
849	防災課	元本郷町３－２４－１
850	防災課	元本郷町３－２４－１
851	消防団長	
852	消防団副団長	

呼出番号	設置場所名	住所
853	消防団副団長	
854	消防団副団長	
855	消防団副団長	
856	消防団副団長	
857	第　１分団長（本庁地区：およそ国道１６号以東）	
858	第　２分団長（本庁地区：およそ国道１６号以西）	
859	第　３分団長（中野・大和田地区）	
860	第　４分団長（石川地区）	
861	第　５分団長（加住地区）	
862	第　６分団長（川口地区）	
863	第　７分団長（恩方地区）	
864	第　８分団長（元八王子地区）	
865	第　９分団長（横山地区）	
866	第１０分団長（由井地区）	
867	第１１分団長（浅川地区）	
868	第１２分団長（由木地区）	
869	第　１分団（第１部器具置場）	本町２８－４
870	第　２分団（第２部器具置場）	千人町２－１９－１６
871	第　３分団（第３部器具置場）	中野山王２－２８
872	第　４分団（第３部器具置場）	高倉町２０
873	第　５分団（第１部器具置場）	滝山町２－１７－４
874	第　６分団（第２部器具置場）	犬目町１０
875	第　７分団（第２部器具置場）	下恩方町１６９４－３

呼出番号	設置場所名	住所
876	第　8分団（第3部器具置場）	泉町１２８８
877	第　9分団（第9部器具置場）	館町３１４－１０
878	第１０分団（第2部器具置場）	北野町５５０－２
879	第１１分団（第１３部器具置場）	高尾町１６２３－２
880	第１２分団（第8部器具置場）	下柚木２－１０－６

6.24 緊急医療救護所一覧

令和４年４月１日現在

No	施設名	住所
1	東京医科大学八王子医療センター	館町 1163
2	東海大学医学部付属八王子病院	石川町 1838
3	仁和会総合病院	明神町 4-8-1
4	右田病院	暁町 1-48-18
5	八王子山王病院	中野山王 2-15-16
6	南多摩病院	散田町 3-10-1
7	清智会記念病院	子安町 3-24-15
8	高月整形外科病院	高月町 360
9	野猿峠脳神経外科病院	下柚木 1974-1
10	北原国際病院	大和田町 1-7-23
11	永生病院	椚田町 583-15
12	みなみ野循環器病院	兵衛 1-25-1
13	東京天使病院	上壱分方町 50-1
14	陵北病院	西寺方町 315
15	一般財団法人救急振興財団　救急救命東京研修所	南大沢 4-5

※ 施設敷地内の駐車場等を開設場所とし、医療資材（切傷、骨折、火傷対応用具等)、テント、折りたたみベット、毛布、投光器等を整備。

6.25 避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針

避難所開設時の新型コロナウイルス感染症対策対応方針

令和２年５月 22 日策定
八王子市生活安全部防災課

大規模災害発生時においては、住家を失った市民等のために一定期間生活を行うための避難所を開設することが市長の責務として定められている。

一方、現在世界的に新型コロナウイルス感染症がまん延、拡大しており、不特定多数の市民が避難することが想定される避難所を開設・運営する際には、密閉・密集・密接の回避や衛生対策の徹底などの対応が必要となる。

そこで、避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針を定め、感染防止対策に万全を期すこととする。

１　可能な限り多くの避難スペースの確保

(1)　学校、市民センターを避難所として開設する際は、体育館以外の教室、会議室等も活用して十分な避難スペースを確保する。

(2)　発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、八王子市地域防災計画で指定している避難所以外の公共施設を避難所として開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設する。また、公共施設以外にもホテルや旅館、町会・自治会の会館等の活用も検討する。

(3)　グラウンド等におけるテント泊や車中泊についても検討する。なお、車中泊等を行う際はエコノミークラス症候群対策にも配慮する。

２　在宅避難等の周知

避難所での過密状態を防止するため、次のことを周知する。

(1)　避難所は住家を失った市民等が一定期間生活を行うための施設であり、自宅での生活に危険等がなければ在宅避難を行うこと。

(2)　親戚や友人宅等への避難について検討すること。

３　新型コロナウイルス感染症発症者への対応

(1)　新型コロナウイルス感染症の検査において自宅待機中の方が陽性と判明した場合は軽症者、無症状者の自宅療養者であっても避難所での受け入れは行わない。

(2)　災害時に避難が必要な自宅療養者に対しては、避難所ではなく、事前に保健所が指定する一時避難所に集合するよう指示する。その後、保健所において調整し、感染症指定医療機関等に避難させる。

４　避難者の健康状態の確認

(1)　避難者の健康状態は、避難時に聞き取り調査等を行い、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認を行う。

(2)　発熱、息苦しさ、強いだるさなど、健康状態に異常がある場合は、速やかに申し出るように避難者へ徹底するとともに、救急診療に相談・受診するように周知する。

５　発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

(1)　発熱、咳等の症状が出た避難者がいた場合は、専用のスペースを確保し移動してもらう。その際は、一般避難者と動線を分け、専用のトイレを確保するように努める。

(2)　専用スペースは可能な限り個室を用意できるように努め、難しい場合は、パーテーションで区切る等の対応を行う。

６　手洗い、咳エチケット等の徹底

避難者及び避難所運営にかかわる者は、断水等がない場合、頻繁に手洗いや手指消毒用アルコールを使用するとともに、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を行う。

７　避難所の衛生環境確保

ドアや手すり等といった多くの人が触る場所や物品等は、定期的（目に見える汚れがある場合はその都度）に家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所内の衛生環境をできる限り整える。

８　十分な換気の実施、スペースの確保

(1)　避難所内は十分な換気に努める。

(2)　避難者家族ごとに２メートル以上の間隔が確保できるように、パーテーション等を設置し、避難者同士が接近しないように配慮する。

９　避難者への避難用品持参の周知

避難所では通常の備蓄品に加えて、マスク、消毒液等の感染症対策用品を用意するが、数量に限りがあることから、避難者に対して可能な限り、マスク、消毒液、体温計、水、食料、常備薬等を持参するように周知する。

※　風水害時に災害の危険から一時的に逃れるために開設する体育館等の避難場所においては、緊急的な対応であるが、可能な範囲で本方針を準用して対応する。